

岐阜県立〇〇学校

危機管理マニュアル

【各学校 危機管理ご担当者様】

本サンプルは、「学校危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」「学校の危機管理マニュアル作成性の手引き」（いずれも文部科学省）を基本とし、岐阜県教育委員会発出の各通知文、環境省、気象庁、岐阜県関係課作成の資料等踏まえ、作成をしています。

各学校にて、本サンプルを参考に作成をする場合には、学校や地域、生徒の実態に応じて内容の追加、修正を行うとともに、国や県において示される基準等が常に最新のものとなるよう、適時確認を行ってください。

また、本サンプルに記載の内容のみで学校の危機管理に関する内容を網羅的に保証するものではありません。必ず各学校の実態を踏まえ、見直しや改善を行ってください。

目次

編	内容	頁
I 全般	危機管理マニュアルの改訂履歴 危機管理マニュアルの法的根拠 関連する諸計画と危機管理マニュアルの関係 危機管理マニュアルの見直しと改善の時期、手順 地域の状況 学校の状況 安全点検の時期、点検項目 事故発生時の報告経路 事故・災害対策本部等の設置と非常参集体制 命を守る訓練 事故・災害発生時の保護者等との連絡手段 事故等の調査・検証・再発防止について	
II 生活安全	一時救命処置の手順及び救急搬送の手順 頭頸部外傷が発生した場合の初期対応 実技・実習・実験を伴う授業等の安全確保や留意点 校外活動での事故発生時の対応 AEDや担架等の救命機器、器具の設置位置 防犯カメラや案内看板等の防犯施設・設備の設置位置 熱中症への対応 アレルギー疾患への対応 不審者への対応 不審物や犯罪予告への対応 Jアラートへの対応 クマ類への対応	
III 交通安全	登下校中の交通事故への対応	
IV 災害安全	気象警報発表時の対応 土砂災害への対応 河川氾濫への対応 雷・竜巻発生時の対応 災害に対するタイムライン 地震発生時の対応 帰宅困難生徒への対応 災害時備蓄品 備蓄品・器材等の使用方法	

危機管理マニュアルの改訂履歴(例)

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	●●年●月●●日	初版発行
第●版	●●年●●月●●日	人事異動に伴う職員数、担当者、生徒数の更新 ●●に関する項目を追加 ●●に関する項目を見直し、修正

危機管理マニュアルの法的根拠(例)

(1) 危機管理マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成するものである。

また本校は、●●市が作成する地域防災計画において、●●区域に位置する要配慮者利用施設となっていることから、本マニュアルは、下記の関連法律に基づく、避難確保計画としても位置付ける。

(※関連する法律を下表から選択して記載)

関連法律	対象	各種計画
消防法 第8条第1項	収容人員 50 人以上の学校※	消防計画
水防法 第15条の3	浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で要配慮者利用施設と指定された学校	避難確保計画
土砂災害防止法 第8条の2	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で要配慮者利用施設と指定された学校	避難確保計画
活火山法 第8条第1項	火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で避難促進施設と指定された学校	避難確保計画
大規模地震対策特別措置法 第7条 第1項	地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校	地震防災応急計画
南海トラフ地震特措法 第7条 第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校	南海トラフ地震防災対策計画

(2) 本校の危機管理の基本方針

① 危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- ・生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- ・指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- ・地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置をとるものとする。

② 危機管理のポイント

- ・生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- ・学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- ・指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- ・常に「最悪の事態を想定し」、「慎重に」、「素早く」、「誠意をもって」、「組織で対応」し、被害等を最小限に留める。

③ 危機管理の基本方針

- ・危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- ・学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- ・教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者(PTA)、地域住民等との連携を図る。
- ・危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- ・万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- ・危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

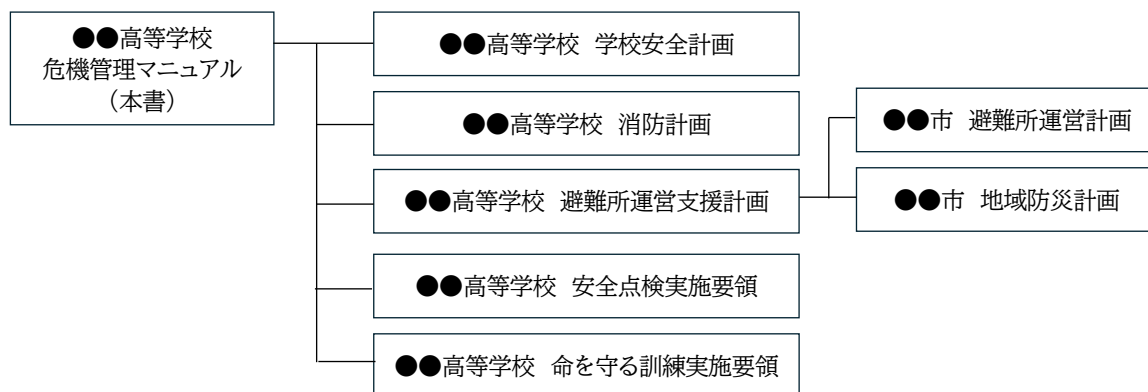
(3) 本マニュアルの保管

- ・全ての職員が非常変災時に閲覧し、参考とできるよう紙媒体として全職員に配布をする。
- ・年度末に全職員から本マニュアルを回収する。
- ・必要があれば、回収の際に、巻末の改善・要望事項欄に次年度改訂の際の要望事項等を記入する。

関連する諸計画とマニュアル等との関係(例)

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等(下図)と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

<関係の例>



危機管理マニュアルの見直しと改善の時期、手順(例)

(1) 見直しの時期

① 定例の見直し

- 月 毎年度当初、及び人事異動があったとき
- 月 各種訓練・研修等を実施した後
- 月 ●●協議会等において関係機関と協議したとき

② 随時の見直し

- 市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき
- 関連する法律などの改正があったとき
- ハザードマップの改訂、近隣での事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき
- 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき
- 国または県、市町村において災害対応方針等に変更があった時

(2) 見直しの手順

改訂の手順については、以下の通りとする。

ただし、人事異動や校務分掌の変更に伴う改訂、生徒数等に関する改訂のみの場合は、2～4を省略する。

1	危機管理マニュアル改訂素案作成	学校安全担当者・校長・教頭を中心に作成
2	関係機関からの意見聴取	市町村防災担当部局、警察、消防、医療機関、県教育委員会等からの意見聴取
3	危機管理マニュアル改定案協議	学年会、職員会議等での協議
4	保護者代表との協議	PTA役員会等で保護者代表への説明と協議
5	危機管理マニュアル改訂完成	職員会議等で職員への周知を行う。 保護者に対してもHPへの公開などで周知を実施。
6	岐阜県教育委員会への提出	県教育委員会より定められた期限までに提出。 ※その他、大幅な改定があった場合は都度提出を行う。

地域の状況(例)

(1) 地域の特徴

本校の位置する●●市は、●●県の東南部に位置し、西は▲▲川、東は■川が流れている。市の約5割が低地であり、標高は平均すると●●～●●mとなっている。市の北側には●●町との境をなす●●山を中心と中心とした山地が広がっており、土砂災害警戒区域となっている。

また、市の中心部にある●●駅付近には市街地が広がり、駅前を通過する国道●●線沿いに工業地帯があり、自動車の交通量は多い。

これらの工業地帯には、小規模であるが危険物の集積地域もみられる。●●市の主な産業は工業・商業であるが、農地もところどころに残る。

住宅地開発が進み、人口は増加傾向にある。職住近接世帯が多く、昼間壮年人口が比較的多い。

●●市防災計画によると、想定される災害と被害規模は下記の通りである。

	概要	想定被害
地震	●●断層を震源とする地震	最大震度：震度●(本校周辺を含む) 最大津波高：●●m(本校周辺の浸水なし) 市内の被害：住家全壊●●棟 (冬の夕刻) 半壊●●棟 一部損壊●●棟 人的被害：死者●●人
浸水害	▲▲川(洪水予報河川)の洪水浸水想定区域(想定最大規模 L2)に該当	本校所在地の想定浸水●m～●●m未満 (校舎2階利用可)
土砂災害	●●地区●丁目～●丁目付近の斜面において「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定	市道●●線におけるがけ崩れによる通行止め等

(2) 地域の災害履歴

〇〇市内における過去の主な災害は以下のとおりである。

年月日	災害	被害
●●年●●月●日	地震災害	住家被害：全壊●●棟、半壊●●棟、一部損壊●●棟 人的被害：死者●●人、重傷●●人 本校の周辺地域にも被害が発生し、本校には●月●日～●日までの●日間、避難所が開設された。
●●年●●月●日	台風●号	住家被害：床下浸水●●棟 人的被害：なし 本校周辺地域に●●市から避難指示が発令され、本校に避難所が開設された。
●●年●●月●日	土砂災害	本校裏手、市道●●線の法面でがけ崩れが発生し、一部の土砂が校庭へ流入。校庭の立入禁止措置を実施。

学校の状況(例)

本校は●●市の東北に位置している。海拔●●mであり、津波浸水区域外となっている。

校舎は昭和●●年建築であり、老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成●●年改修工事が行われた。校舎の裏手には●●山があり、本校の敷地の北側が土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、校舎に隣接して県道が通り、多くの生徒が通学路として利用しているが、この県道沿いにも土砂災害の危険があるエリアがあるため、大雨の際の通行には危険が伴う。

本校の付近を流れる▲▲川は、洪水予報河川であり、本校は同河川の洪水浸水想定区域(L2)に含まれる。

また、▲▲川以外の洪水予報河川である××川×流、■川の洪水浸水想定区域が含まれる●●市、▲▲市、■町からの通学生徒も在籍している。

●●市との間で、災害時の避難所に関わる覚書を交わしており、当校は●●時の第●次避難所となっている。

<災害想定区域等への該当>

本校は、「県立高等学校 非常変災時における対応方針」の3(1)①に定める、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時に、教育長が休校を定める学校に該当する。

想定区域	洪水浸水想定区域 対象となる河川 (▲▲川)	土砂災害		南海トラフ地震防 災対策推進地域
	L2	警戒区域	特別警戒区域	
該当の有無	○		○	○

<避難所等の指定状況>

施設名等	緊急避難所					緊急一時 避難施設	指定 避難所	福祉 避難所
	河川氾濫	土砂災害	内水氾濫	地震	火災			
体育館				○		○	○	

<本校で発生することが想定される災害・事故>

分野	想定される災害・事故
生活安全	
交通安全	
災害安全	

<教職員に関すること>

	常勤職員									非常勤								合計
	校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	A L T	事務	小計	教科	部活動	教育相談	業務アシスタント	事務	業務専門職	その他	小計	
男																		
女																		
計																		

非常参集職員 ●●教諭(●●市) ●●教諭(●●市) ●●教諭(●●市) 計●名

<生徒に関すること>

生徒総計 男子 348 名 女子 372 名 総計 720 名(令和〇年〇月〇日現在)

生徒数	性	1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
1年	男	20	18	19	21	20	18	116
	女	20	22	21	19	20	22	124
	計	40	40	40	40	40	40	240
2年	男	20	18	19	21	20	18	116
	女	20	22	21	19	20	22	124
	計	40	40	40	40	40	40	240
3年	男	20	18	19	21	20	18	116
	女	20	22	21	19	20	22	124
	計	40	40	40	40	40	40	240

居住地別生徒数※下宿生については、下宿所在地を示す。

生徒数	県内					県外	合計
	●●市	▲▲市	■●市	××町	△△町		
1年							
2年							
3年							
合計							

通学手段別等生徒数

学年	通学手段				通学時間			
	徒歩	自転車	鉄道	バス	30分以内	60分以内	90分以内	90分以上
1年								
2年								
3年								
合計								

○土砂災害(特別)警戒区域に居住する生徒

生徒数	1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
1年							
2年							
3年							

○洪水予報河川の洪水浸水想定区域(L2)に居住する生徒

生徒数	河川名	1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
1年	▲▲川							
	××川×流							
	■●川							
2年	▲▲川							
	××川×流							
	■●川							
3年	▲▲川							
	××川×流							
	■●川							

○避難行動等に配慮を要する生徒(自力での避難行動が困難な生徒数)

生徒数	性	1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
1年	男							
	女							
	計							
2年	男							
	女							
	計							
3年	男							
	女							
	計							

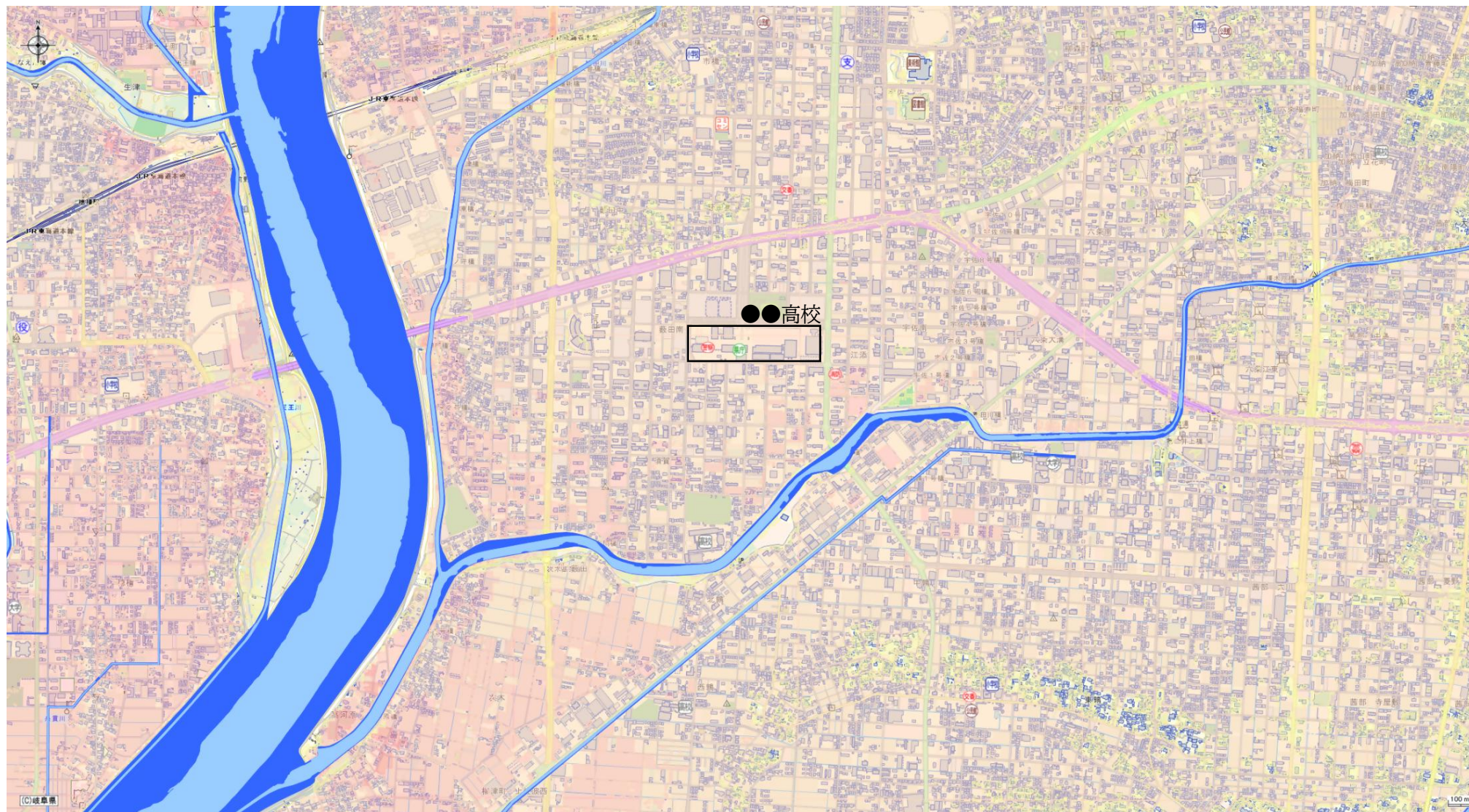
※その他災害発生時等に必要となる生徒に関する情報を記載すること。

学校周辺のハザードマップ(想定浸水区域 洪水想定最大浸水(L2)) ※例として岐阜県庁周辺を示している。

氾濫が想定される河川:学校の南を流れる▲▲川、学校の西を流れる▲▲川

想定浸水区域(L1)3.0~5.0m (L2) 5.0m~10.0m

周辺の指定避難所としては、●●(学校より●●m)、●●(学校より●●m)が存在する。



(「県域統合型 GIS ぎふ」より作成 縮尺 1:10000)

安全点検の時期、点検項目(例)

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 学校施設の安全点検

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加する。

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、県教育委員会の策定した安全点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

	対象	点検時期
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 生徒が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	毎月●日
	設備の耐震性の点検	年●回
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 非構造部材の劣化状況など	●●ごとに●回
学校施設の安全点検 (県教育委員会による依頼)	別紙点検表の通り	前期点検(●月) 後期点検(●月)
臨時点検	グラウンド内の異物の除去等 体育館等の施設・設備点検	●月●日(●●の1週間前) ●月●日(●●の1週間前)
	校内施設・設備	災害発生時
日常点検	授業で使用する施設・設備	随時

・点検表様式

【参考】 学校施設の安全点検の実施 点検表(岐阜県教育委員会 教育財務課)

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※評価欄○					点検結果 (A・B・C・D) ※評価欄に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)
				陥溝	変形	割損	ひび・亀裂	変質		
				ずまが落ちてでずそうあるっている	ガサガサがあらつた破れか、凹みがある。	膨らみや縮みがある。	切れており、はげたり、剥がれたりしている	シロカミ、腐食など起こっている		
I	天井									
①	天井	天井(天井仕上げ部-D、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらない。	劣化	25						A・B・C・D
II	照明器具									
①	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらない。	劣化	25						A・B・C・D
III	窓・ガラス									
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらない。	劣化	26						A・B・C・D
②	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がない。	劣化	26						A・B・C・D
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっていない。	壊 い	27						A・B・C・D
④	窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるもの窓ガラス周辺に置いていない。	壊 い	27						A・B・C・D
⑤	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらない。	劣化	27						A・B・C・D
IV	外壁(外装材)									
①	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらない。 (底や軒、バルコニー等を含む)	劣化	28						A・B・C・D
V	内壁(内装材)									
①	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらない。	劣化	28						A・B・C・D
VI	附属機器									
①	放送機・体育音機等	本体の錆や取付け金物の腐食、破損等は見当たらない。	劣化	29						A・B・C・D
②	空調室外機	空調室外機は傾いていない。	劣化	29						A・B・C・D
VII	テレビなど									
①	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されている。	耐震性	30						A・B・C・D
②	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じている。	耐震性	30						A・B・C・D
③	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きのものなどの移動・転倒防止対策を講じている。	耐震性	31						A・B・C・D

B 収納棚など						
①	棚・ロッカーなど	書籍、薬品類、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性	31		A・B・C・D
②	棚の縁載物	棚の上に重量物を置いていないか。	使い方	32		A・B・C・D
③	薬品類の収納物	薬品の容器等の破損・漏び出し防止対策を講じているか。	使い方	32		A・B・C・D
B-2 ビアノなど						
①	ピアノなど	ピアノなどに譜り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	33		A・B・C・D
C エキスパンションジョイント						
①	エキスパンション・ジョイントのカーバー材	エキスパンション・ジョイントのカーバー材が変形又は外れていないか。	劣化	34		A・B・C・D
②	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンションジョイント及びその周辺に隙を空けていないか。	使い方	34		A・B・C・D
D ブロック等						
①	ブロック等	隙に砂さ、ひび割れ等の異状は見当たらないか。	劣化			A・B・C・D
E 屋外						
①	樹木	大木、高木、中木の幹が折れかかっていないか。 文柱が落ちかかっていないか。	劣化			A・B・C・D
②	柱状の工作物	木材、鉄柱、コンクリート柱が大きく傾斜していないか。 柱の横受けが欠けていて、転倒しかかっているか。 柱の断面が欠けているか。	劣化			A・B・C・D
③	石陣等	石陣等が大きく傾斜して倒れかかっていないか。 石陣等の石が脱落したりしていないか。	劣化			A・B・C・D

(2) 合同点検

毎年●月に「通学路の安全マップ」を基に、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ・歩道や路側帯の整備状態
- ・車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ・右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ・沿道施設の出入口の見通し
- ・渋滞車両・駐車車両の存在(日常的な状況)
- ・通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)
- ・
- ・
- ・

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリハット、気づき報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。

- ・事故に遭った(見聞きした)
- ・事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ・潜在的なリスクに気づいた

(3) 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- ・安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- ・安全点検の具体的な方法は明確か(実施者によって異なることはないか)。
- ・安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か(緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等)。
- ・これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか(危険箇所が放置されていないか)。

(4) 教職員に対する校内研修

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

月	内容	講師	対象
4	危機管理マニュアル及び学校安全計画の内容確認	防災担当者	全職員
5	学校安全講習会伝達講習	学校安全講習会出席者	全職員
6	救急救命講習	●●市消防本部	該当する教職員
8	避難所設営訓練	防災士●●氏	全職員
10	不審者対応訓練・クマ類出没対応訓練	●●警察署 ●●市鳥獣対策課	全職員
12	安全点検研修	学校安全担当者	全職員
2	危機管理マニュアル見直し	防災担当者	全職員

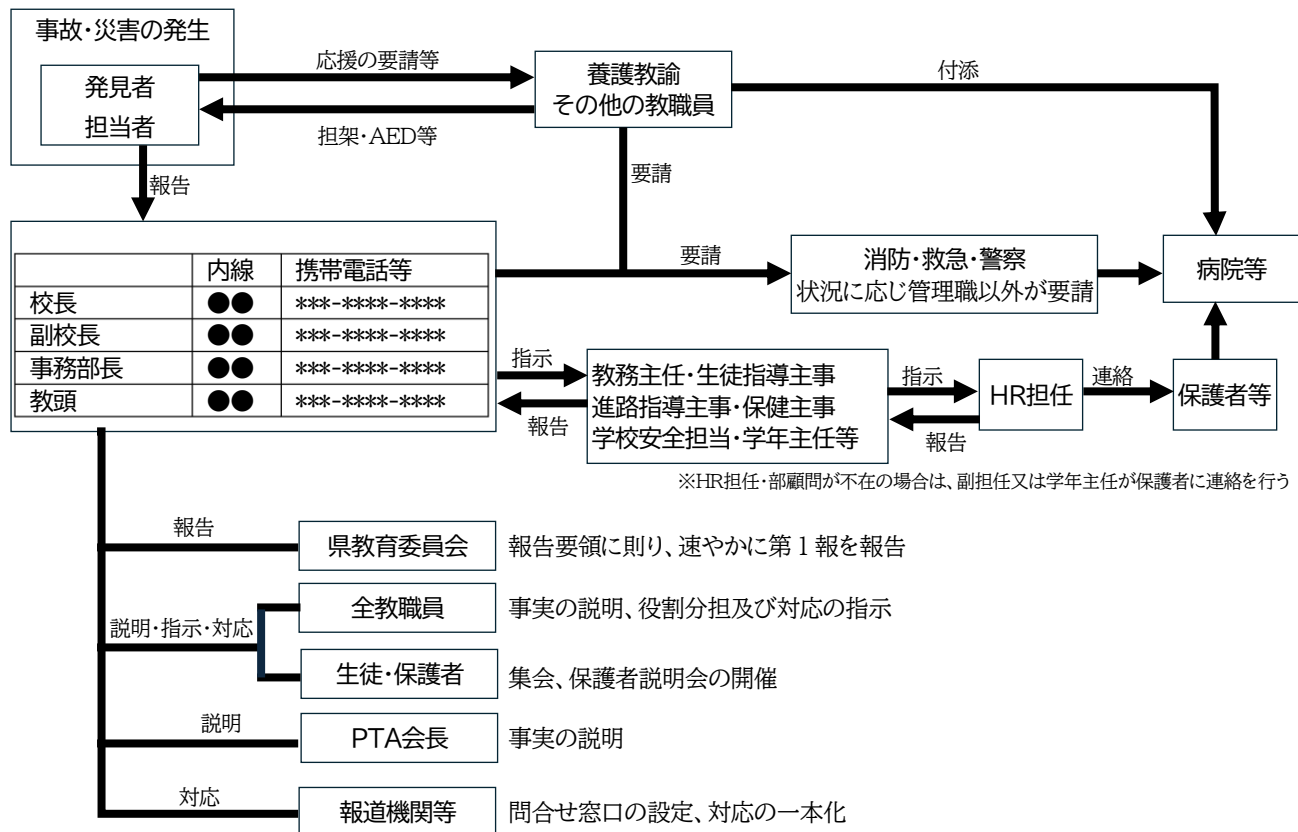
その他、毎月の職員会議において学校安全に関する情報提供等を実施する。
県教育委員会が主催する各種研修への参加についても積極的に促していく。

事故発生時の報告経路(例)

校長は、事故・災害等が発生し生徒が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該生徒等の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

第一報	事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。 事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
第二報以降	事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名等、情報が整理できた段階で連絡する。

(1) 報告経路図



○事故対応のポイント

- ① 生命・安全を最優先とした対応
 - ・首から上の怪我、歯の欠損、熱中症(疑いを含む)については速やかに医療へつなぐ。
 - ・「この程度なら大丈夫だろう」と思わず、最悪を想定した対応をとること。
- ② 保護者への迅速な情報提供と十分な説明
 - ・被害生徒の保護者に対しては、事故の発生後速やかに連絡を行う。
 - ・事実を正確に伝え、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行う。
- ③ 組織での情報共有と最悪を想定した対応方針の検討
 - ・一人で対応せず、複数の教職員と連携をして対応をする。状況により一人での対応を余儀なくされる場合は、消防等に連絡を取り指示を仰ぐこと。
 - ・事故発生時は必ず管理職に報告を行う。
- ④ 正確な事実の把握
 - ・事故等の発生時刻を可能な限り正確に伝えること。
 - ・事故の発生場所を具体的に伝える。
 - ・被害生徒の学年、氏名、性別を正しく伝える。
 - ・被害生徒の傷病の状態を正しく伝える。
 - ・事故等の発生状況をできる限り正確に説明する。
 - ・対応した教員が行った処置について、正しく救急隊員等に伝える。
 - ・事故等の発生を目撃した生徒がいれば、可能な範囲で聴き取りを行う。

(2) 岐阜県教育委員会への報告

① 学校事故・交通事故発生時の報告

事故発生後、速やかに電話にて所管課に報告を実施する。

事故が発生した場合は、「生徒に関する事故・災害等の報告要領」(岐阜県教育委員会 教育総務課)に基づき、岐阜県教育委員会へ所定の様式を用いて報告を行う。

<報告の対象>

ア 生徒に関する事故 報告先：学校安全課

交通事故 (学校管理下、学校管理下外)	交通事故で本人・相手が救急搬送されたもの
学校事故 (学校管理下)	教育課程に位置付けられる教育活動に伴う事故 休憩時間、部活動等における事故 火災、自然災害等による人的被害 施設の瑕疵による事故等 学校管理下(部活動を含む)の熱中症 学校管理下のアレルギー症状(疑いを含む) AED使用等による救急搬送
学校管理下外の重大事故	教育活動以外の旅行先等での死亡・重傷事故 水難事故 火災、自然災害による被害等
防犯に関する事件・事故 (学校管理下・学校管理下外)	学校への不審者侵入 登下校中における声かけ事案、誘拐事件等
その他校長が報告を必要と認める事案	

報告の目安:死亡事故、死亡のおそれのある事故

傷害の程度の重い事故(概ね骨折以上)

頭部の事故、頭部の打撲や目や歯(欠損を含む)に関わるもの

救急搬送された事故

損害賠償責任が発生する(安全配慮義務違反)おそれがある事故

※第一報の後、新たな事実の判明や発生に応じ、続報を提出

イ 学校施設・設備などに関する事故・災害 報告先：教育財務課

学校施設・設備等が被害を受けた事故・災害	・学校及び関連施設の火災・その他の災害に伴う被害 ・学校及び関連施設への侵入盗、施設・設備の損壊
学校施設・設備等が原因の事件・事故	・施設の瑕疵による事件・事故

ウ 学校施設・設備などに関する事故・災害 報告先：体育健康課・所管の保健所

感染症による出席停止・臨時休業	結核・麻しん・風しん・腸管出血性大腸菌感染症・新型インフルエンザ・その他命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合
食中毒	

エ 教職員の事故 報告先：高校教育課

- ・教職員が交通事故を起こした場合及び重大な故意又は過失による交通違反処分を受けることとなった場合
- ・災害時における教職員の被害等

オ 個人情報に係る情報漏洩事案 報告先：教育管理課

- ・個人情報に係る苦情の申出があった場合
- ・個人情報の漏洩等安全確保のうえで問題となる場合

② 災害発生時の報告

内容	報告先	備考
自宅待機、臨時休校、授業打ち切りの決定	学校安全課	すぐ参集によるアンケート回答
校舎施設の破損、損壊が発生した場合	教育財務課	
・県内で震度5弱以上の地震が発生した場合 ・危機事態対策事案・国民保護対策事案発生時 ・南海トラフ臨時情報発表時	●●課	岐阜県教育委員会 災害時等緊急情報伝達計画に基づき報告を実施

(3) 報道機関への対応

① 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、県教育委員会に連絡し、対応窓口について相談する。
学校にて対応することとなった場合は、●●を対応窓口担当者とする。

② 報道機関への対応上の留意点

ア 正確な事実情報の提供

個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・可能な限り警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し事実確認を行う。
- ・事前に被災生徒等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
- ・県教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。

イ 誠意ある対応

報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

ウ 公平な対応

報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

エ 報道機関への要請

報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項(例)〉

- ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・生徒、教職員への取材(撮影、録音)の可否
- ・報道資料の提供(記者会見)の予定 など

オ 取材者の確認と記録

取材を受ける際には、取材者(社名、担当者氏名、電話番号など連絡先)を確認し、取材内容とともに記録を残す。

カ 明確な回答

取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨(「現時点ではわからない」等)を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

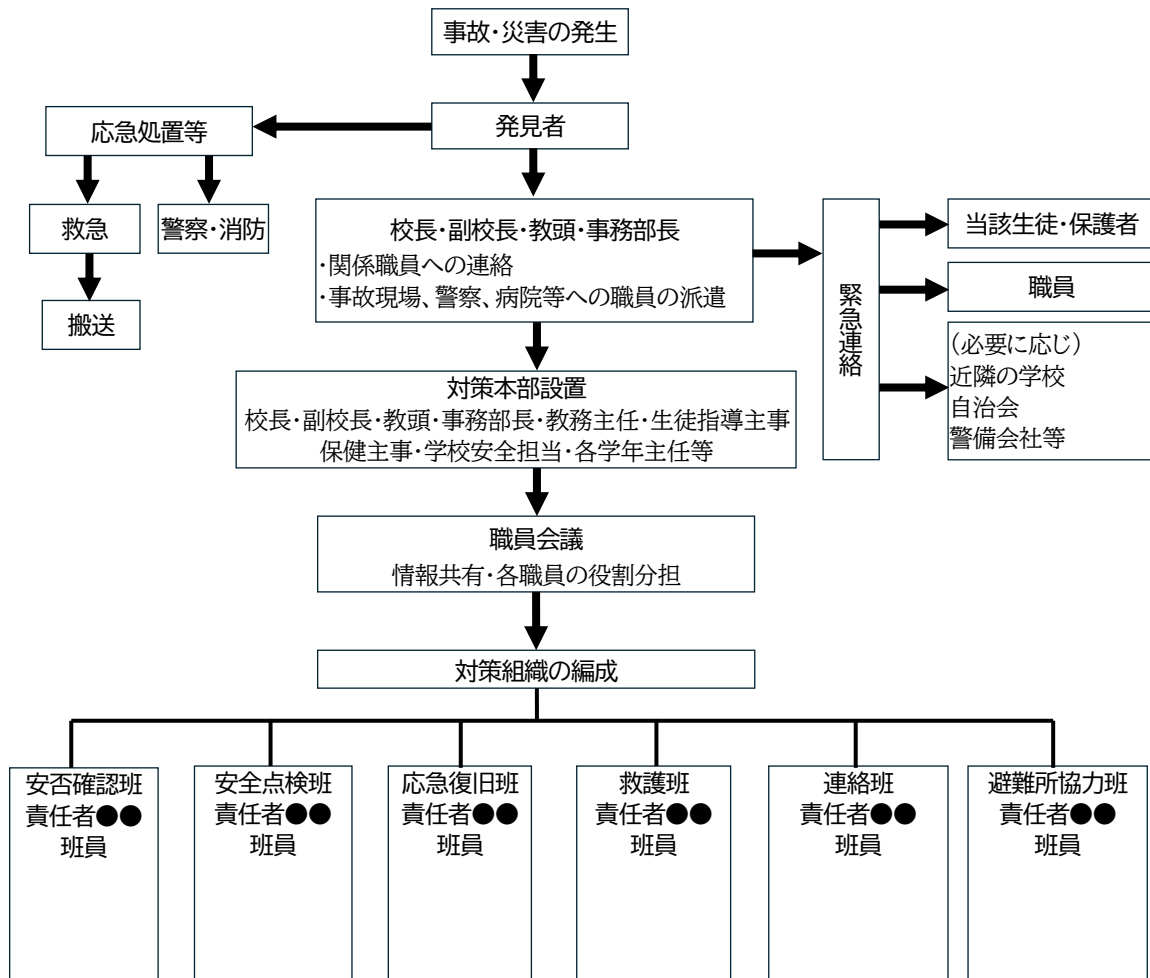
事故・災害対策本部等の設置と非常参集体制(例)

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当者は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

(1) 校内組織及び役割分担



(2) 夜間・休日等における緊急参集職員

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。
(○:参集 △:報告を受け参集 ▲:待機)

ア 地震発生時

参集体制	震度	緊急参集職員	管理職	学校安全担当者	教務・生指主事等	学年主任部主事等	その他職員
第1次	震度4(被害なし)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
第2次	震度4(被害あり)	○	△	▲	▲	▲	▲
第3次	震度5強又は弱	○	○	○	○	△	▲
第4次	震度6弱以上	○	○	○	○	○	○

イ 防災気象情報発表時

参集体制	警報	緊急参集職員	管理職	学校安全担当者	教務・生指主事等	学年主任部主事等	その他職員
第1次参集	レベル3警報	▲	▲	▲	▲	▲	▲
第2次参集	レベル4危険警報	○	○	△	▲	▲	▲
第3次参集	レベル5特別警報	○	○	○	○	○	○

※参集については、各職員の安全が確保できる場合に限る。

(3) 災害・事故発生時の役割等（例）

業務	役割	担当	準備物	発生直後～1日	発生後2～3日
対策本部	各班との連絡調整 応急対策の決定 市町村対策本部との連絡 報道機関への連絡、対応 記録日誌・報告書の作成 非常持ち出し書類の搬出保管 校内放送等による連絡・指示 PTAとの連絡調整	◎校長 ○事務部長	緊急マニュアル・学校敷地図 ラジオ・ハンドマイク 懐中電灯・緊急活動の日誌 トランシーバー・携帯電話	外部からの問い合わせ対応 関係機関へ被災状況を報告 教職員の体制指示 教職員の配置検討 関係機関、市町村からの情報入手	外部からの問い合わせ対応 避難場所の確定 外部ボランティアの受け入れ 連絡調整
情報収集班	被害状況の把握 市町村からの情報収集 教職員・生徒の安否確認	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	緊急時の連絡網 災害時関係機関の連絡先 災害時使用の通信機器	出勤者確認（時間外） 安否確認（教職員・生徒） 校内の被害確認	生徒・教職員の被害状況確認 地域の被害状況調査 被災状況確認 保護者等との対応 （家庭の様子や安全の状況確認）
安否確認班	安全な避難経路で避難誘導 負傷者の把握 下校及び待機生徒の掌握・記録 行方不明の生徒、教職員の報告	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	クラスの出席簿 行方不明者の記入用紙 （生徒・教職員）	安全な場所へ安全誘導 家庭への安全下校指導 待機場所の確保	
連絡班	生徒・保護者への連絡 身元確認 保護者等への引渡し	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	生徒引渡しカード 出席簿・集合場所のクラス配置図	引渡し場所の状況把握 保護者等との対応 （家庭の様子や安全の状況確認）	
安全点検班	初期消火 避難、救助活動等の支援 被害の状況確認 校内建物の安全点検・管理 近隣の危険箇所の巡視 二次被害の防止	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	消火器・ヘルメット・ラジオ・道具セット・手袋・被害調査票等	消火活動 普通教室、特別教室等の被害状況確認 電話・FAX、PC等の使用確認 水道電気ガスの状況確認 職員の宿直場所の確保 学校中の鍵の確保	備蓄品の搬出 必要備品の確保トイレの汚物処理と清掃 プール水の利用 ゴミの処理
応急復旧班	復旧に必要な機材の調達と管理 危険箇所の処理 危険箇所の立ち入り禁止措置 避難場所の安全確認	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	被害調査票・ヘルメット・構内図・ロープ・標識・バリケード等	校内の復旧作業 教職員の活動場所の確保 備蓄倉庫の備品確認	
救護班	生徒及び教職員の救出・救命 負傷者や危険箇所等の確認 担当区域で負傷者の搬出 学校施設内のチェック	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	安全靴等・防災マスク・ヘルメット、スコップ・毛布革手袋・のこぎり・斧・トランシーバー・担架・AED・応急手当の備品・水・健康カード	救助活動 近隣被災者の救助活動 学校施設危険箇所の応急処置 応急手当の備品確保 負傷者対応	必要備品の調達 地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置 救護所の設置対応 近隣医療機関との連携による救護活動
避難所協力班	避難者の名簿作成 緊急物資の受け入れと管理 ボランティアの受け入れ 市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	◎●● ○●● ・●●、●●、●●	マスターキー・バリケード・ラジオ・ロープ・テープ・校内配置図・避難者への指示（文書）	避難所開設準備 地域の代表者との初動の確認	救援物資の受領、仕分け、保管等 避難者に必要な物資の調達 仮設トイレの設置、避難者数の掌握、名簿の作成

(4) 非常時の持ち出し品

[illegible]

(5) 重要書類の保管

学校運営上の重要物品・重要書類

内容	保管場所
校長印	
職印	
学校沿革史	
人事関係書類	
卒業生台帳	
指導要録	
●●●●	
●●●●	
●●●●	

図面等

内容	保管場所
学校施設台帳	
電気配線図	
水道配管図	
電話配線図	

命を守る訓練について（例）

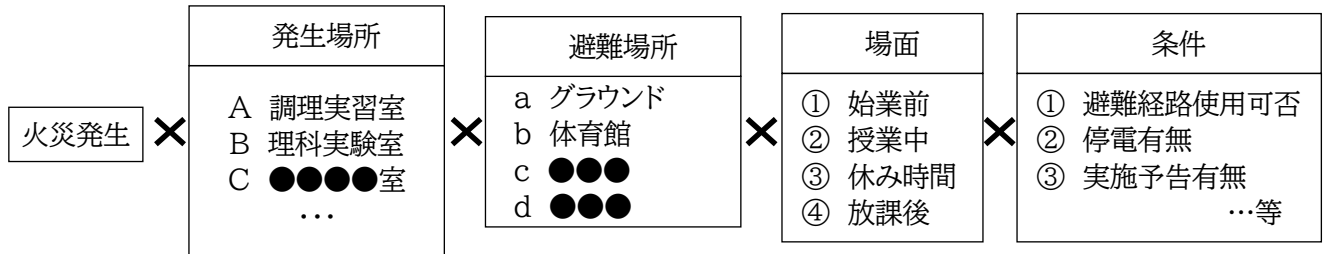
(1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。

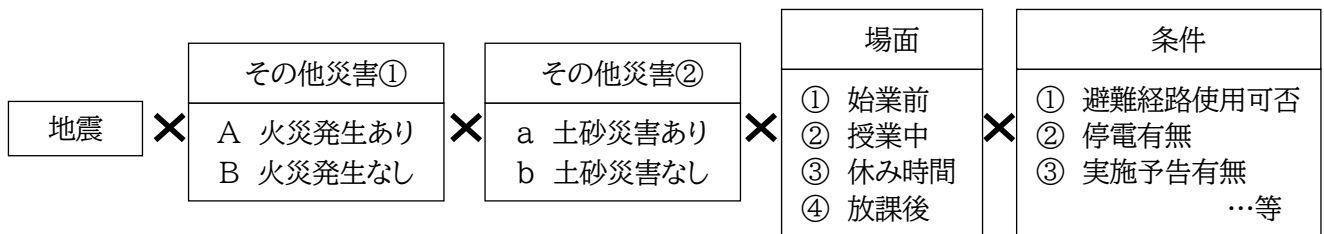
地震災害発生時の避難（一次避難～三次避難まで）に関して、全生徒・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練及び火災に関する避難訓練はそれぞれ年1回必ず実施する。

火災及び地震に関する避難訓練は複数の状況を想定し、●年単位で計画する。

【火災の避難訓練パターン(例)】



【地震の避難訓練パターン(例)】



【その他の訓練】

- 不審者侵入訓練
- 弾道ミサイル(Jアラート)訓練
- 河川氾濫避難訓練
- 避難行動の図上訓練(DIG)

(2) 令和●年度の訓練実施時期と内容

異なる危険を想定し、年間3回以上の命を守る訓練を以下の通り実施する。

回	実施日	訓練内容	想定する災害
1	令和●年●月●日	校内避難の経路確認	火災

(3) 訓練後の留意点

訓練実施後には、訓練の効果が高められるよう、「避難訓練振り返りシート」を用いて反省事項等についてもよく指導する。

なお、不審者対応訓練及び弾道ミサイル発射情報に対する訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝える。訓練後に不安な気持ちを持つ生徒がいた場合には、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応する。

(4) 各訓練の実施要項 ※各校にて実施する避難訓練の実施要項を記載すること。

① 帰宅確認訓練

毎年●月に●●災害発生を想定し、帰宅確認の予行を実施する。

●時●●分

緊急連絡メールにて生徒、保護者にアンケートを送信する。

<メール文面>

※このメールは帰宅確認の訓練の為に送信をしています。災害発生時などには、以下の文面で安否確認を行います。

生徒・保護者の皆さんへ

生徒の皆さんが安全に帰宅できたかどうかを確認するため、メールを送信しています。

身の安全を確保した上で、現在の状況に最も近いものを以下から選び、回答してください。

生徒、保護者のどちらが回答をしても構いません。

帰宅途中を選択した人は、帰宅後に再度アンケートに回答をしてください。

[1] 自宅に到着した

[2] 親類・知人宅に到着した

[3] 避難所等の安全な場所に到着した

[4] 帰宅途中である

[5] その他

●時●●分

回答が無かった生徒へは、以下のいずれかの対応を実施する。

a 緊急連絡メールの個別配信機能によるアンケート回答の再度の要求

b 電話による本人への安否確認の実施

c 電話による保護者への安否確認の実施

●時●●分

帰宅確認終了。

② ●●に関する避難訓練

※以下、各校で実施している訓練の計画・要項等を記載する。

事故、災害発生時の保護者との連絡手段(例)

(「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年3月)」(文部科学省)より)

(1) 保護者への緊急連絡

緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に周知する。

ア 学校緊急連絡メール（すぐーる）

- ・入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。
- ・連絡帳機能を利用して家庭からの連絡、報告事項を把握する。
- ・メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。

イ 学校ウェブサイト

- ・個人情報に配慮し、全校的な連絡事項を掲載する。

ウ 災害用伝言サービス

・災害用伝言板（web171）

パソコンやスマートフォンから固定電話や携帯電話の番号を入力して安否情報等の登録、確認が可能。

① パソコン・スマートフォンから https://www.web171.jp/ へアクセス	
ア 伝言を登録する場合	イ メッセージを確認する場合
② 学校代表電話番号(××××-××-××××)を入力	② 学校代表電話番号(××××-××-××××)を入力
③ 「登録」をクリック	③ 「確認」をクリック
④ 名前(●●高等学校)とメッセージを入力	④ 登録されているメッセージが表示
⑤ 「登録」をクリック	
⑥ 登録されたメッセージが流れる	

・災害用伝言板

携帯電話のインターネット接続機能で被災地の方が文字で伝言を登録し、携帯電話番号を利用して全国から伝言を確認できる。

① 携帯電話から災害用伝言板にアクセス ※災害時は各携帯電話会社公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示される。	
ア 伝言を登録する場合	イ メッセージを確認する場合
② 「登録」を選択	② 「確認」を選択
③ 現在の状態をメニューから選択 ※任意で100文字以内のコメントを入力 状態の複数選択やコメントのみも利用可能	③ 安否を確認したい携帯電話の番号を入力
④ 「登録」を押す	④ 「検索」を押す
	⑤ 伝言の一覧から確認したい伝言を選択

・災害用伝言ダイヤル（171）※被災地外→被災地への伝言用

伝言の録音・再生は、被災地の電話番号あてに行う必要がある。

市外局番で始まる電話番号、携帯電話番号、IP 電話の電話番号が対象。

① 「171」をダイヤル	
ア 伝言を登録する場合	イ メッセージを確認する場合
② 「1」をプッシュ	② 「2」をプッシュ
③ メッセージを伝えたい相手の電話番号をプッシュ	③ 伝言を確認する電話番号を入力
④ メッセージを録音	④ 録音されたメッセージの再生

エ オンライン授業システム

●●年より導入のオンライン授業システム「××××」に含まれる連絡帳ツール「■」を用いて学級担任と家庭との双方向のやり取りが可能となる。

オ 校門・避難所等への貼り紙の掲示

停電等によりメールシステムなどが利用できない場合は、校門や指定避難所となる公民館等に連絡事項を貼付する。

カ 家庭や避難所などの訪問による連絡

ア～オによる連絡が不可能な場合は、家庭又は避難所を訪問し、対象生徒への連絡を行う。

(2) 職員への緊急連絡

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は年度当初に作成する緊急連絡網を用いる。

ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を活用する。

また、個別の事案が発生した場合は、公用携帯電話(●●●●所持 ×××-××××-××××)に架電をする。

事故等の調査・検証・再発防止について(例)

(「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年3月)」(文部科学省)より)

(1) 基本調査の実施

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

① 調査対象

- (1) 全ての「学校の管理下(登下校中を含む)」において発生した死亡事故
- (2) 被害生徒の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

ただし、(2)については県教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

「死亡事故」及び学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に、必要に応じて、事故現場に居合わせた生徒への聴き取りを実施する。

② 調査に関わる業務分担の例

職名	業務
校長	基本調査の全体総括
教頭・●●	基本調査の取りまとめ・教職員への聴き取り
●●	基本調査の取りまとめの補佐・職員に対する聴き取りの記録
●●	生徒に対する聴き取りの記録
●●・●●・●●	生徒に対する聴き取り

※その他の事項は、「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年3月)」(文部科学省)により実施する。

③ 基本調査の手順(「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年3月)」(文部科学省)より)

ア 基本調査の内容

基本調査の実施の際には、関係する全教職員及び関係する生徒からの聞き取りを実施する。

- <聴き取りについて>
- ・原則として3日以内を目途に実施する。
 - ・事故後速やかに、関係する全教職員に記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録する。
 - ・事故発生直後にメモ等の記録を残していた教職員は、記録用紙の提出時に、メモ等の記録も併せて提出する。
 - ・記録の内容を基に、聴き取り担当者が聴き取りを実施し、記録を行う。
 - ・記録担当の教職員は、聴き取り担当及び関係する教職員が記載した記録用紙の情報を集約し、発生状況や事故後の対応について、時系列で整理する。
- <取り内容の例>
- ・事故数日前からの被害生徒生徒等の状況で気になっていたこと
 - ・疾患の有無及び内容
 - ・既往症の有無及び内容
 - ・事故発生時に当該教職員がしたこと、見たこと、聞いたこと
 - (被害生徒等及び事故現場に居合わせた生徒等の様子) 等

イ 全教職員からの聴き取りの留意点

- ・事故現場に居合わせた教職員への心のケア体制を整える。
- ・関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関を受診させる。
- ・部活動指導員等の当該外部人材からも聴き取りを実施する。

ウ 生徒からの聴き取りの留意点

- ・事故現場に生徒が居合わせたりするなど、事故発生時の事実関係を整理する上で関係する生徒に対して聴き取りを行う必要がある場合には、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。
- ・短期間での聴き取りが難しい場合は、可能な範囲で実施し、詳細調査で引き続き実施することも検討する。
- ・生徒のケア体制を整えるとともに、聴き取りに際しては、保護者に連絡して理解・協力を依頼する。
- ・聴き取りの主体は、生徒が話しやすい教職員を充てるなど柔軟に対応する。
- ・生徒が心のケアを受けらる中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- ・事故現場に居合わせた生徒が話しやすい雰囲気を作り出すことが困難な状況においては、教職員からの聴き取りと同様に、当該生徒に記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録してもらう方法を取る。

エ 関係機関との協力

- ・関係機関については、例えば、事件性のある事案の捜査や検視等を行う警察との協力、亡くなった生徒と関わりのある関係機関との情報共有を図る。
- ・警察において捜査が継続している場合などにおいては、捜査上、情報が開示されないこともあることに留意する必要がある。その際は、学校において確認できる範囲での基本調査を実施する。

④ 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた生徒への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- *記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- *一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- *「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- *（聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

⑤ 教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- ・記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。
- ・事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。
- ・聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。
- ・聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、校外支援者を担当に充てる。
- ・事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。
- ・関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑥ 事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

保護者への対応	聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
聴き取り担当者	学級担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
心のケア体制	保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

※必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑦ 情報の整理・報告・保存

- ・調査担当は、得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過を時系列にて整理する。
- ・整理した情報は、岐阜県教育委員会に報告する。
- ・基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、●●間、保存する。

⑧ 詳細調査への協力

岐阜県教育委員会が、詳細調査の実施を判断した場合は、学校としてこれに協力をする。

(2) 評価・検証と再発防止対策の推進

① 危機対応の評価・検証

調査担当(校長・教頭・学校安全担当)は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	・生徒の安全確保は適切に行われたか ・校内の緊急連絡体制は機能したか ・関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ・情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	・生徒・保護者への対応は適切に行われたか ・校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） ・関係者、関係機関との連携は適切だったか ・関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	・点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ・教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ・生徒への安全教育に不足していた点はないか ・危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

② 再発防止策の策定・実施

調査担当は、評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討し、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- ・教職員への説明・意見聴取(職員会議等)
- ・被災生徒保護者への説明・意見聴取
- ・その他保護者への説明・意見聴取(PTA総会又は役員会等)
- ・関係機関等への説明・意見聴取

(3) 校内での再発防止策の策定

① 危機対応の評価と検証

調査担当(校長・教頭・学校安全担当)は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。

評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	・生徒の安全確保は適切に行われたか ・校内の緊急連絡体制は機能したか ・関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ・情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	・生徒・保護者への対応は適切に行われたか ・校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） ・関係者、関係機関との連携は適切だったか ・関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	・点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ・教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ・生徒への安全教育に不足していた点はないか ・危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

② 再発防止策の策定・実施

校長は、評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

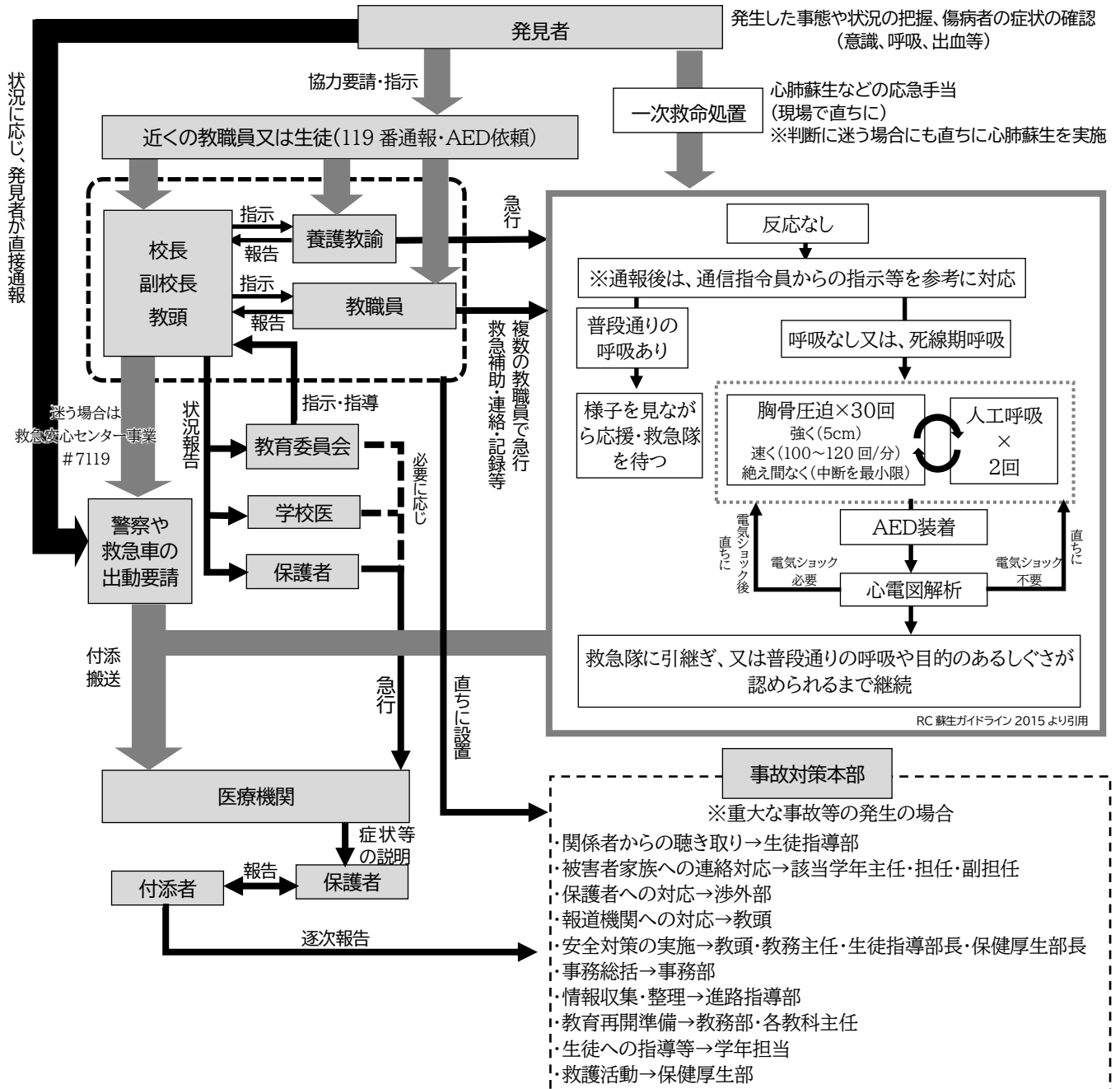
なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- ・教職員への説明・意見聴取(職員会議等)
- ・被災生徒保護者への説明・意見聴取
- ・その他保護者への説明・意見聴取(PTA総会又は役員会等)
- ・関係機関等への説明・意見聴取(●●●●協議会)

生活安全

一時救命処置の手順及び救急搬送の手順(例)

(1) 救急搬送と一次救命の手順 (例)



(2) 医療機関・学校医

診療科	医療機関名	電話番号	住所
●●	●●		
●●	●●		
●●	●●		
●●	●●		
●●	●●		

(3) 関係機関

	機関名	電話番号	住所
交通事故・防犯	●●警察署		
火災・救急	●●消防署		
公共交通	●●鉄道		
	●●バス		
	●●交通		

(4) AEDの使用方法

※各学校にて整備されているAEDのマニュアルを参考に作成をすること。

① AED収納ケースの蓋を開け、電源ボタンを押す。(自動で電源が投入されるタイプのものもある。) ② 音声ガイダンスに従い、電極パットを取り出し、装着部位に貼付する。 ③ AED機器による解析が開始される。	
ア 電気ショックが必要	イ 電気ショック不要
AED機器により自動で電気ショック実施する。	(傷病者に手足が動くなどの反応が見られる) ・回復体位※を取らせる。 ・AEDを装着した状態で救急隊到着まで見守る。 (傷病者に反応が無い) ・直ちに胸骨圧迫開始する。

※回復体位について

		
救助者側にある手を横に出しておく。	傷病者の方と腰に手を当て、静かに横方向に引き起こし、大腿部で傷病者の体を支えながら下あごを前に出して気道を確保する。	傷病者の上側の膝を約90度に引き寄せ、傷病者が後ろに倒れないようにする。

(日本赤十字社ホームページより)

(5) 留意点

<救命措置>

- ・意識や呼吸の有無がわからないときは、ない場合と同じ対応を取ること。
- ・突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること。
- ・119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症への対応を行うこと。
- ・AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは使用しない。小学生以上は成人用を用いること。

<救急搬送>

- ・頭部及び周辺部からの出血や意識障害が認められる場合は、救急搬送を行うことを原則とする。
- ・救急搬送に迷った場合は、#7119に架電をし、症状等を説明し、救急搬送についての相談を行う。
- ・被害生徒の生命に関わる緊急事案は、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・救急搬送については、保護者の承諾を得ること。
- ・ただし、緊急性が極めて高い場合は、生徒の生命を第一に考え、直ちに救急搬送を実施する。
- ・学校からの救急搬送については、必ず職員が同乗すること。
- ・救急車での搬送が困難な場合は、●●による搬送とする。

<生徒・保護者への対応>

- ・事故等の状況や被害生徒の様子に動揺せず、その他の生徒の不安を軽減するように対応する。
- ・被害生徒の保護者に対し、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で第1報を可能な限り早く連絡する。

<報告・記録>

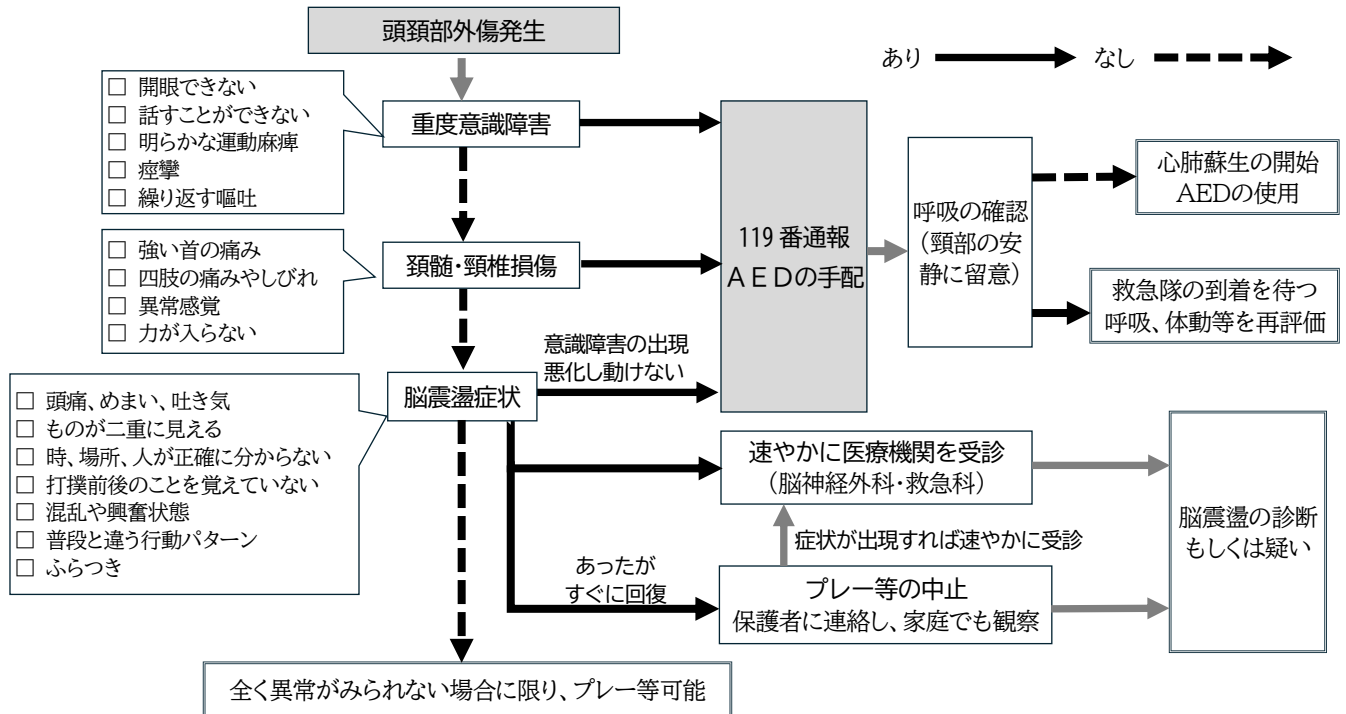
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する。
- ・応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。
- ・被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努めること。

頭頸部外傷が発生した場合の初期対応(例)

コンタクトスポーツ(ラグビー、柔道、サッカー等)や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、転倒や投げ技で投げられて、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること(加速損傷)により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

特に頭部打撲の場合、その後 6 時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意する。

(1) 頭頸部外傷発生時の対応 (例)



(2) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

・活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- ①個人(スポーツを実践している人)の要因
- ②方法(スポーツの方法・内容・仕方等)の要因
- ③環境(スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等)の要因
- ④指導・管理(スポーツの指導方法・内容、管理体制等)の要因

・生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

・疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

・運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

・教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

・大会参加に当たって、以下の点を確認する。

- ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
- ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ④緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

(3) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

- ・基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくこと。
- ・過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。
- ・長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する。
- ・自分自身が体調不良(頭痛、吐き気・気分不快等)を感じたときには速やかに顧問教員に伝える。

(4) 事故発生後の対応について

- ・決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックする。
- ・意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。
- ・脳振盪の一項目である意識消失(気を失う)から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察の必要性を保護者に伝えること。
- ・頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力(まひ、筋力低下)、感覚異常(しびれ、異常感覚)、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請すること。
- ・動かすことによって重症にしてしまう危険性があることから、できるだけ救急隊に搬送してもらうこと。

(5) 頭頸部外傷を受けた(疑いのある)生徒に対する注意事項

- ・意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応すること。
まったく応答がないとき以外にも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害が考えられる。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医を受診させる。
頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしない。
- ・頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。
脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがある。また、意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている可能性がある。
- ・頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。
頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があるため、速やかに救急要請をかけること。
生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認する。
うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。
- ・練習、試合への復帰は慎重に。
繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあるため、スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)に沿って運動を開始します。
必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぐこと。

出典:独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応 ハンドブック(フローチャート編)」(令和2年12月)

実技・実習・実験を伴う授業等の安全確保や留意点(例)

本校において、実技・実習・実験を伴う授業等は以下の通りである。該当する学年について○を付している。

教科 行事等	●●科（コース）			●●科（コース）			●●科（コース）		
	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
体育	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●●	○			○				○	
●●	○			○			○		

※各教科・科目等において定める対処要領、ガイドラインがある場合は、それらを掲載すること。

<●●>

- 想定される事故
- 事故防止のための留意点
- 事故発生時の対応

<●●>

- 想定される事故
- 事故防止のための留意点
- 事故発生時の対応

<●●>

- 想定される事故
- 事故防止のための留意点
- 事故発生時の対応

<●●科>

- 想定される事故
- 事故防止のための留意点
- 事故発生時の対応

校外活動での事故発生時の対応(例)

(1) 本校における校外での活動

本校における校外活動の実施時期及び内容については、以下の通りである。

実施日	行事名等	行先	対象学年・組
●月●日	校外研修	●●公園・●●博物館	1年全クラス
	校外研修	●●センター	3年全クラス
●月●日～●日	修学旅行	●●県▲▲市、△△県■市	2年全クラス
●月●日～●日	職業体験	協力企業●社	2年生全クラス
●月●日	野外実習	●●自然公園	1年生○○科

(2) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。(交通事故の場合は、交通事故発生時の対応に準ずる。)

活動	内容
校外活動全般	○校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ○事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED 配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ○訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ○引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ○災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ○津波や高潮等の平素の学校生活の中では想定されない災害に対し、近隣の避難場所、避難経路等を把握し、生徒、教職員、保護者に周知を行うこと。 ○緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ○一人で避難できない生徒への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動	○食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、全ての引率教職員間で共有する。 ○エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 ○工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ○宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ○宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ○万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ・エピペン®等持参薬の使用法の再確認 ・搬送可能な医療機関の事前調査 ・円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用意 ※注意が必要な活動:調理実習、牛乳パック

(3) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- ☐ 緊急連絡体制表 ☐ 生徒名簿(緊急連絡先を含む) ☐ 訪問先の地図等(避難経路・避難場所)
☐ 緊急搬送先医療機関の情報 ☐ 携帯用救急セット ☐ 携帯電話・スマートフォン ☐ モバイルバッテリー
☐ 携帯ラジオ端末 ☐ 笛(危険を知らせるため)

(4) 校外学習開始時の対策

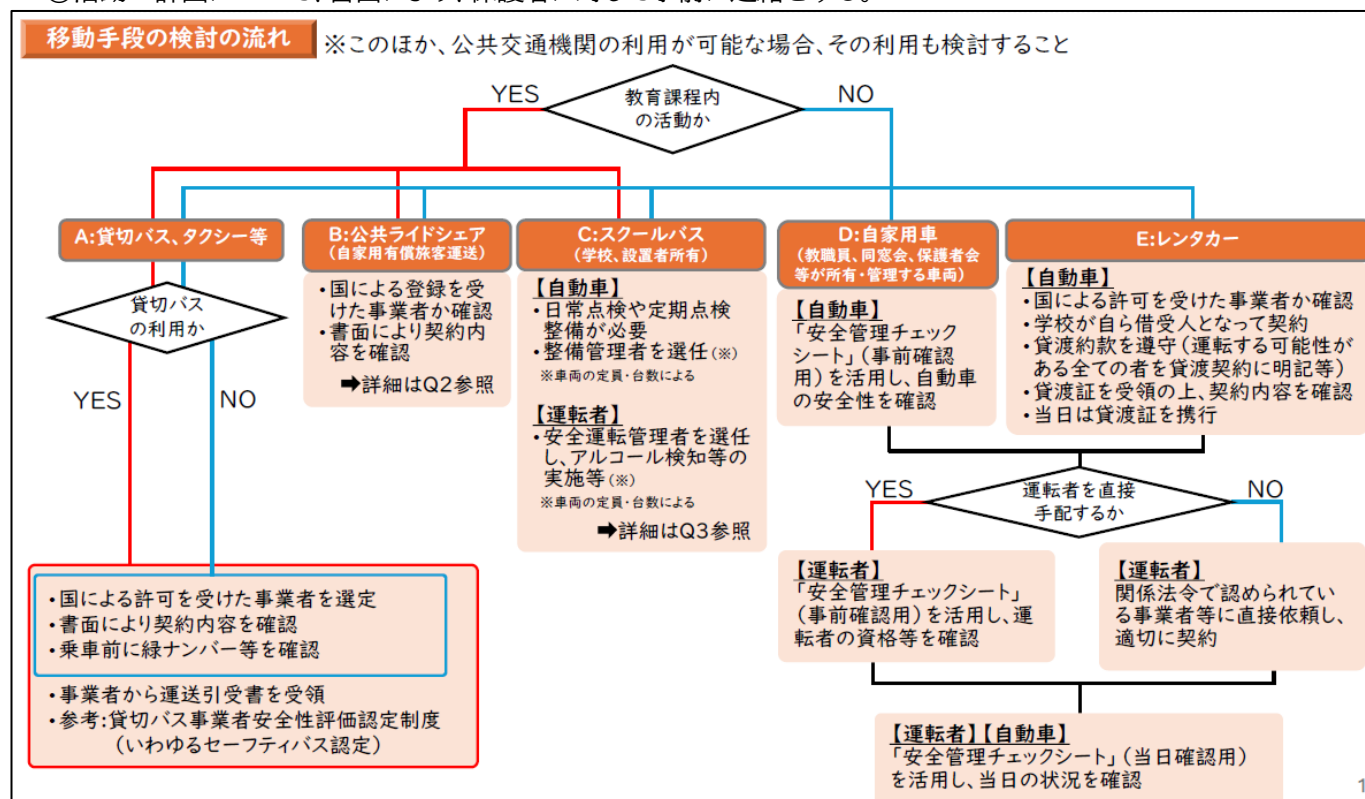
校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- ①現地に到着直後に、引率職員間(必要に応じて生徒も含む)で、緊急時の対処方法を確認する。
- ②校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - ・引率教職員の指示をよく聞くこと。
 - ・一人で行動しないこと。
 - ・集団を離れる場合は引率教職員に申し出ること。
 - ・(食物アレルギーを持つ生徒がいる場合)弁当のおかずやおやつを交換しない。
 - ・学校側では、職員室の●●(掲示場所)に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

2. 校外での部活動

(1) 事前の検討・対策

- ①適切な移動手段を検討(下図フローチャートを使用する等)の上、各移動手段に応じた留意点を踏まえて対応する。
- ②引率計画において書面等により管理職の承認を事前を得る。
- ③「安全管理チェックシート(事前確認用・当日確認用)」を活用する。
- ④活動の計画について、書面により、保護者に対して事前に連絡をする。



文部科学省作成

教職員向け 別添4

事前確認用

自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の計画

☐ 引率計画(下記項目を含む)について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？

- 日程、行程
- 引率する生徒(人数、氏名)
- 使用する自動車(定員数、管理者)
- 生徒が乗車する車両への同乗者
- 引率者、運転者
- 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

※無理のない移動(運転距離、時間等、運転者の負担等を勘案)を計画しましょう。

<参考> 貸切バス等事業者の場合

- ・ 運転時間(1日9時間以内(2日平均))
- ・ 連続運転時間(4時間以内(数回2時間までに分める))
- ・ (運転手数は10分以上/日、合計30分以上) 等

☐ 校外活動等の計画(下記項目を含む)について、書面等により、保護者に連絡しましたか？

- 日程、行程
- 費用負担
- 引率者、運転者
- 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？

運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を保有していますか？

☐ 運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？

<参考> 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合

- ・ <乗合バス・タクシー> 事故歴や交通違反(死者又は負傷者を出した事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通違反を引き起こしたことがある運転者)は、特別な指導及び適性判断を要する。
- ・ <公共ライドシェア> 2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。
- (例へば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事象を把握可能。)

☐ (レンタカーの場合)実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。

自動車(自家用車の場合)

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備えていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。)

2026年6月 文部科学省・国土交通省

教職員向け

当日確認用

自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。

引率の実施

☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？

※ 天候や道路状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。

☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？

※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行います。

☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？

☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？

☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？

運転者の状況

☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？

☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？

☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？

☐ (当日、急遽、運転者の変更となった場合)有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？

自動車の状況

自家用車の場合

☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？

☐ 有効な車検証を備えていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。)

レンタカーの場合

☐ 貸渡証を携行していますか？

2026年6月 文部科学省・国土交通省

A E Dや担架等の救命機器、器具の設置位置(例)

※校内見取り図や配置図を用いてAED、担架等の救命救急用具の設置位置を示す事。

防犯カメラや案内看板等の防犯施設・設備の設置位置(例)

※校内見取り図や配置図を用いて防犯カメラ、又又等の防犯用具の設置位置を示す事。

熱中症への対応(例)

(1) 熱中症予防の留意点

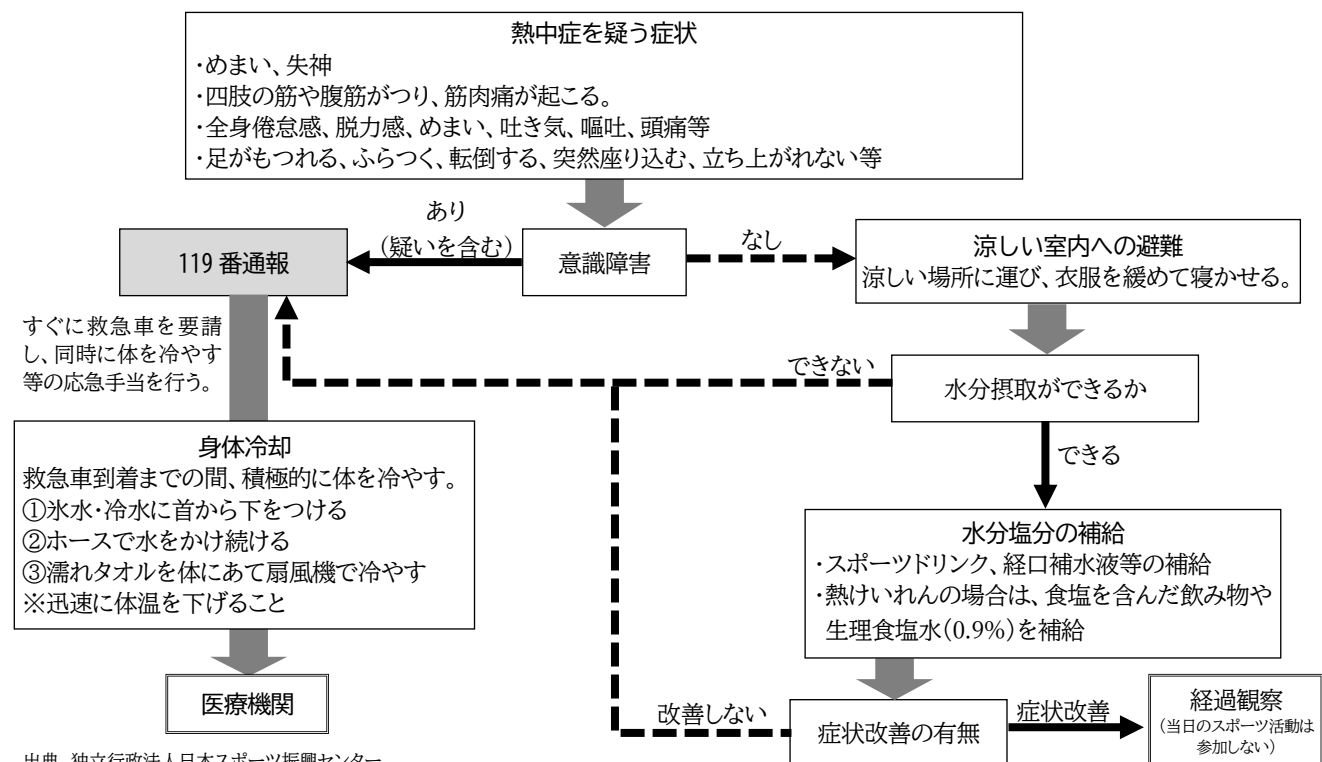
環境の留意点	直射日光、風の有無	直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。
	急激な暑さ	梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	体力、体格の個人差	肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。
	健康状態、体調、疲労の状態	運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。
	暑さへの慣れ	久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。
	衣服の状況など	衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	運動の強度、内容、継続時間	部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。 また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。
	水分補給	0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。
	休憩の取り方	激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(2) 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(3) 熱中症への対応(例)



出典 独立行政法人日本スポーツ振興センター

令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック(フローチャート編)」(令和2年12月)

(4) 熱中症の処置に必要な物品と保管場所

物品	個数	保管場所
経口補水液	●本×●箱	保健室
経口補水液	●本×●箱	体育教官室
身体冷却用冷却材	●包×●箱	保健室
身体冷却用冷却材	●包×●箱	体育教官室
氷嚢	●個	保健室

(5) WBGTによる諸活動の可否判断の基準

熱中症対策ガイドライン ～学校教育活動における判断と行動の目安～（令和6年5月20日改訂版 岐阜県教育委員会）

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数(WBGT)を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。※最新の岐阜県教育委員会からの通知等に依ること。

活動場所の 乾球温度	活動場所の WBGT	分類	管理職	学校行事等の責任者	担当者 〔学級担任、教科担任、行事担当者等〕
35℃以上	危険 33℃以上	体育・スポーツ活動 (例)体育授業部活動、球技大会、 体育祭、校外活動、合宿等	○中止 ・スポーツ活動は中止、休止、延期、内容の変更等 ・体育授業は活動場所及び内容の変更	①生徒の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の 環境状態の把握	【教育活動における対応例】 ①生徒に対して給水指示の徹底 また、涼し い場所で一定時間休憩するよう指示 ②生徒の健康状態の確認、把握 ③WBGT測定器による会場の環境状態の確 認(WBGT測定器を用いて暑さ指数を活 動前、活動中の 2 回以上必ず測定) ④上記②と③について、管理職又は責任者 に状況を報告
		教育活動全般 (例)始業式、終業式、文化祭、全校集 会、講演会等 屋外での活動等	○原則、内容の変更又は中止を検討 (例)オンライン等による教室での実施等を指示	①生徒の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の 環境状態の把握 ③上記について管理職に報 告し、行事等の中止又は内 容の変更等について協議	
	危険 31℃以上	体育・スポーツ活動 (例)体育授業 部活動、 球技大会、体育祭、校外活動、 合宿等	○原則、中止を検討 ・スポーツ活動は休止、延期、内容の変更等を指示 ・体育授業は活動場所及び内容の変更等を指示		
		教育活動全般 (例)始業式、終業式、文化祭 全校集会、講演会、 屋外での活動等	○原則、内容の変更又は中止を検討 (例)オンライン等による教室での実施等を指示		
31℃以上 ～ 35℃未満	厳重警戒 28℃～31℃	体育・スポーツ活動教育活動全般	○原則、活動時間の短縮又は中止を検討 ・環境の状態を変化させる対応を含む (例)散水等により、グラウンドの温度を下げる等を 指示	①生徒の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の 環境状態の把握 ③上記について管理職に報 告し、行事等の活動時間 の短縮等について協議	【教育活動における対応例】 ①生徒の健康状態の確認 ②WBGT測定器による会場の環境状態の確 認(WBGT測定器を用いて暑さ指数を活 動前、活動中の 2 回以上必ず測定) ③上記について、管理職又は責任者に状況 を報告 ＜活動をする上での留意点＞ ⑦風通しのよい日陰やエアコンが効いている 室内など休憩ができる環境の確保 ①生徒の直近数日間の健康観察による状況 確認、把握 ⑦生徒の心身の状況を考慮した運動量(強 度・時間)の配慮 ④状況に応じた休憩時間の確保 ④熱中症の兆候への注視 ⑦状況に応じた水分・塩分の補給 ⑤服装(軽装)・装具への配慮
28℃以上 ～ 31℃未満	警戒 25℃～28℃		○定期的な休憩を取り入れる等必要な指示	①生徒の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の 環境状態の把握 ③上記について管理職に報 告し、行事等での休息の 設定等について協議	
28℃未満	注意 21℃～25℃		○状況把握に努め適宜必要な指示	①生徒の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の 環境状態の把握 ③上記について管理職に報 告	

※教育活動全般 への対応は、WBGT31℃ 以上の対応に準じて行う。部活動における各種大会への参加については、大会主催者の指示に従うこと

- (6) 熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報が発表時の対応（令和6年5月20日改訂版 岐阜県教育委員会）
熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発出された際の対応は、以下の通りとする。

【前日】 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）
- 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート） 翌日の岐阜県の情報提供地点 23 地点全ての WBGT が 35℃以上と予測される場合 →<u>前日 14:00 に発表</u> - 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート） 翌日の岐阜県の情報提供地点 23 地点いずれかの WBGT が 33℃以上と予想される場合 →<u>前日 17:00 に発表</u> 〔学校対応例〕 ①熱中症予防情報サイト（環境省）にて、翌日の熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されているか確認 ②管理職を中心に翌日の体育・スポーツ活動等の中止（延期、活動時間、活動場所、内容の変更等を含む）及び対応方針を検討 ③内容の変更等がある場合は必要に応じて、生徒、保護者、関係者へ連絡
【当日】 - 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された翌日 - 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）
- 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート） 岐阜県の情報提供地点 23 地点全ての WBGT が 35℃以上と予測されると<u>前日 14:00 に発表されていた場合</u> - 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート） 岐阜県の情報提供地点 23 地点いずれかの WBGT が 33℃以上と予想される場合、<u>当日 5:00 発表</u> 〔学校対応例〕 ①熱中症予防情報サイト（環境省）にて、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されているか確認 ②管理職を中心に体育・スポーツ活動等の中止（延期、活動時間、活動場所、内容の変更等を含む）及び対応方針を検討、確認 ③内容の変更等がある場合は必要に応じて、生徒、保護者、関係者へ連絡 ④熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されても活動場所の暑さ指数（WBGT）は環境によって大きく異なるため、担当の教職員は、活動前、活動中の 2 回以上必ず WBGT 測定器を用いて暑さ指数（WBGT）を測定

<WBGT測定について>

- ・体育の授業
使用する施設において担当者が、授業の開始前及び授業開始後に、20分経過した際に測定を実施
測定した結果を記録簿に都度記入する。
- ・部活動
各部活動の顧問が、活動開始前、活動開始後30分経過した際に測定を実施
測定した結果を記録簿に都度記入する。
- ・測定の結果に応じ、「(5) WBGTによる諸活動の可否判断の基準」に従った対応をとる。
- ・体育館、運動場を使用しない部活動においても、活動場所のWBGTは適切に測定を行うこと。

アレルギー疾患への対応(例)

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の生徒のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応※校長不在時には代行
	教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	●●担当教諭	実習の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長 副校長 教頭	・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者 ・県教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 ・食物アレルギー対応委員会を設置する。 ・個別面談を実施(マニュアルに定められた者と一緒に行う)する。 ・関係教職員と協議し、対応を決定する。
全職員	・食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	・食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・決められた確認作業(指さし声出し)を確実にし、誤食を予防する。 ・他の生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	・食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等(応急処置の方法や連絡際の確認等)を立案する。 ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ・食物アレルギーを有する生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ・主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

(3) 配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす生徒がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

※該当するアレルギー物質については、下表に追記をすること。

配慮事項	内容
調理実習	家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する生徒に対する配慮が必要になる。
卵	卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
そば	・そば打ちは、そば粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけてときに、そば粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、そばアレルギーの生徒にとっては注意が必要である。
小麦	・小麦粘土での造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来すことがある。 ・小麦アレルギーの生徒が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。 ・うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある

(4) 当事者以外の生徒に対する説明

アレルギー疾患の生徒への取組を進めるに当たっては、他の生徒からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の生徒に対してどのような説明をするかは、他の生徒の発達段階などを総合的に判断し、当事者である生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

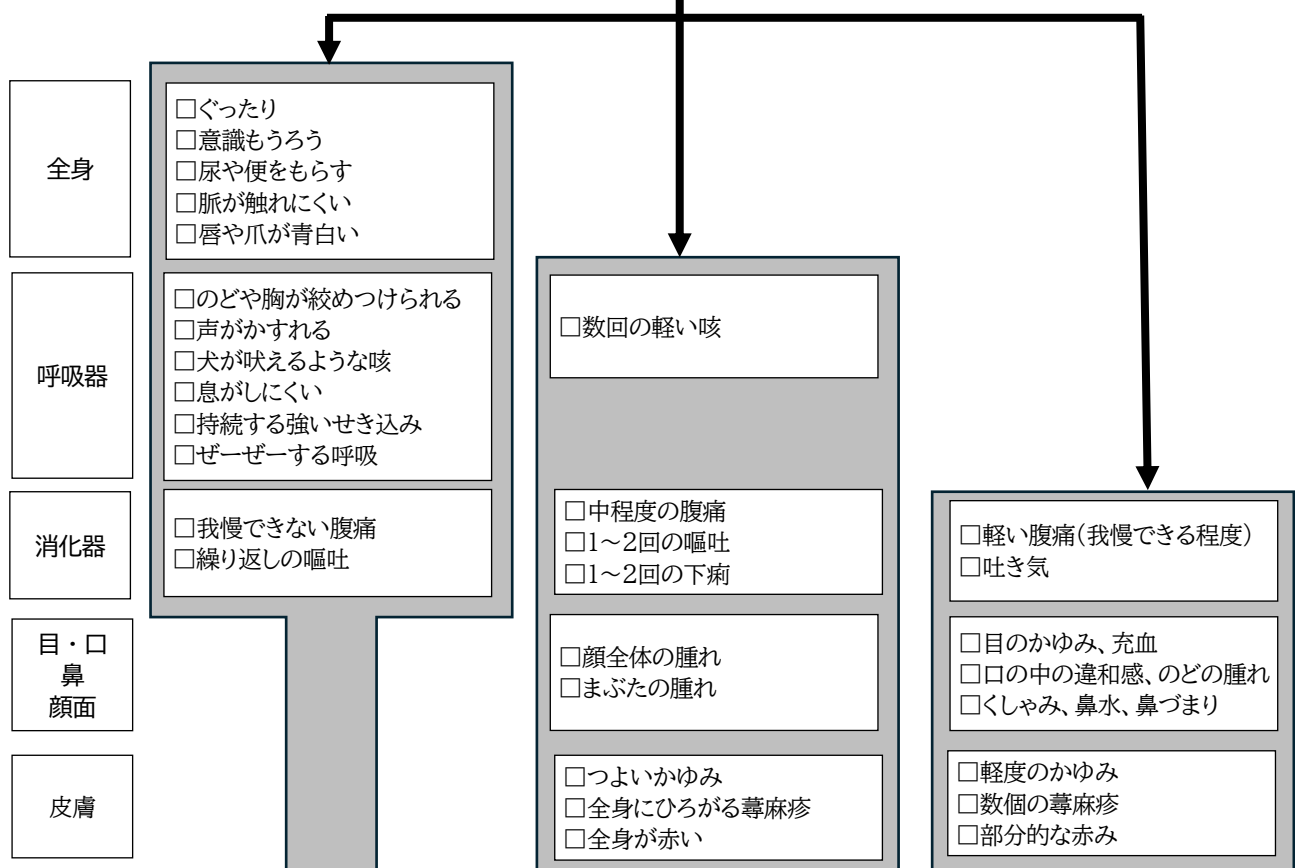
また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

アレルギー疾患発生時の対応

発見者＝観察者

- ・生徒から離れず観察
- ・助けを呼び、人を集める
- ・緊急性の判断
- ・エピペン®、内服薬、AED持参の指示

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）・原因物質に触れた（可能性を含む）・原因物質を食べた（可能性を含む）



いずれか一つでも当てはまる

- ・ただちにエピペン®を使用
- ・救急車を要請
- ・その場で安静にする。
（立たせたり歩かせたりしない）
- ・その場で救助を待つ。

- ・内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する。
- ・速やかに医療機関を受診
（救急車の要請も考慮）
- ・5分ごとに症状の変化を観察

- ・内服薬を飲ませる。
- ・少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、改善が見られない場合は、医療機関を受診する。

呼びかけに反応が無く、呼吸が無ければ心肺蘇生を行う。

教員間の役割分担

準備

- ☐緊急時の対応の準備
- ☐エピペン®の準備
- ☐AEDの準備

連絡

- ☐救急車の要請
- ☐管理職への連絡
- ☐保護者への連絡

記録

- ☐観察の開始時期
- ☐エピペン®の使用時間
- ☐5分ごとの症状
- ☐内服薬を飲んだ時間

その他

- ☐その他の生徒への対応
- ☐救急車の誘導

（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（文部科学省等 平成 27 年 2 月）他より）

(5) エピペン®の使用法

① 	② 	③ 	④ 	⑤  使用前 使用後	⑥ 
ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す。	オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手(打つ方の手)“グー”で握って持ち替えない。	青い安全キャップを外す。	太ももの外側にエピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える。	エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているかを確認する。	打った部位を 10 秒間、マッサージする。

○介助者がいる場合

介助者は太ももの付け根と膝をしっかりと抑え、動かないように固定する。



○注射する部位

衣類の上からも打つことができる。

太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中(下図A)よりやや外側に注射する。



○エピペン使用後

救急隊を通じて医師に使用済みのエピペンを渡す。

(「食物アレルギー緊急対応マニュアル(岐阜県教育委員会 体育健康課)」より作成)

不審者への対応(例)

(1) 不審者への対応

ア 関係者以外の学校への立ち入り

A	校門、防犯カメラ、施設管理、案内看板での来校者の確認	●●及び●●に設置の防犯カメラにて、来校者の確認を行う。 ●●及び●●に来校者向けの受付場所の案内を掲示する。 - 不審な人物を発見したら、校内に侵入していることを周囲の職員に知らせる。 - 複数名でその場へ赴き、声をかけ、用件を尋ねる。 - 教職員に用事がある場合は、氏名や教科、分掌等を答えられるかを確認する。 - 保護者の場合は、生徒の学年などが応えられるかを確認する。 1階の外部に通じる昇降口などに受付の場所を明示し、誘導を行う。
B	来訪者への誘導案内及び指示、通行場所指示	- 受付にて名簿に氏名、用件を記入名のうえ、来校者用名札の交付を受ける。 - 来校者用の名札を着用していない人物に対し、受付をさせ、名札の着用を求める。 - 用件及びアポイントメントの有無を確認する。
C	入り口での確認	- 対象となる教職員に訪問者の氏名、用件を伝え、応対の可否を確認する。 - 保護者の場合は、入学時に配布した来校者カードの提示を求める。 - 所持していない場合は受付にて、受付簿に氏名、生徒名を記入させる。

立ち入りの正当な理由

退去を求める

- 複数の職員での対応を基本とする。
- 危害を加えるおそれはないか、凶器を持っていないかを確認する。
- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
- 毅然とした態度で対応し、不審者に背を向けない。
- 生徒がいる場所に不審者を向かわせない。

退去した

退去しない

- 不審者の様子によっては、校外に退去したとしても警察に通報。
- 退去後も、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見る。
- 校門等を閉め、再度の侵入を防ぐ。
- 警察や教育委員会に連絡。
- パトロールの強化や近隣の学校や●●自治会に情報提供を行う。

警察への通報

- 退去しない場合は不審者とみなして警察に通報する。
- 全教職員に周知する。
- 生徒を避難させるかどうかの判断をする。
- 警察官を案内する教職員を決めておく。

生徒の避難の必要あり

生徒の避難の
必要なし

全校への周知（放送による）
生徒の恐怖心をあおらないようにする。

【教科担任・HR担任】
生徒の避難誘導

避難場所

- の場合：授業場所で待機
- の場合：●●●●へ移動
- の場合：●●●●へ移動

安否確認
生徒の点呼
不明生徒の有無の確認

保護者への引渡し

不審者の移動阻止
●●室に案内して隔離を試みる。

案内に従う

●●室への隔離

- 複数の教職員で案内する。
- 案内の際は、対象者の横を歩くこと。
- 対象を先に部屋の奥へ案内する。
- 教職員は入口近くに位置する。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにする。
- 室の出入口の扉は開放しておく。

威圧的・
暴力的な
言動

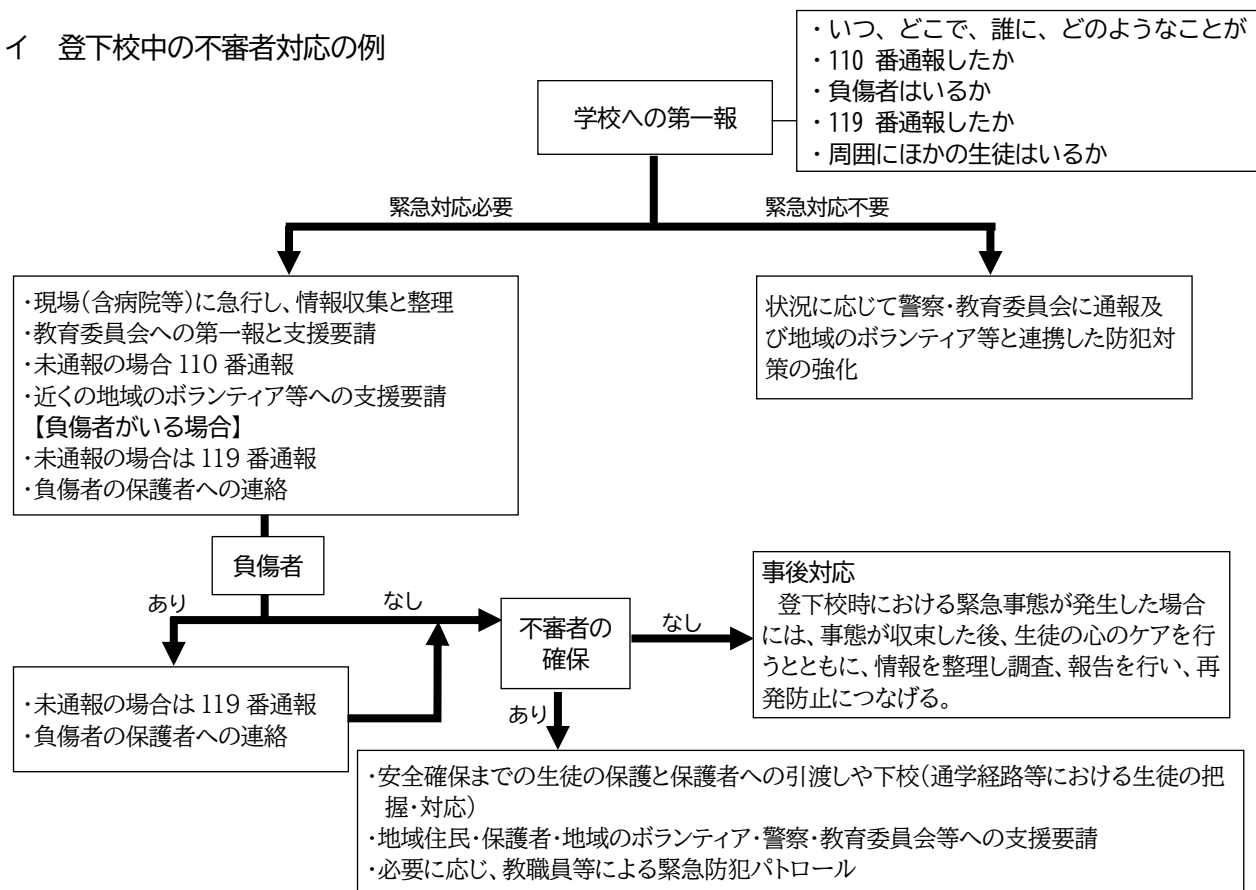
案内に従わない

暴力の抑止と被害拡大の防止

- 暴力を抑止するために多くの教職員で防御する。
- 凶器の所持を想定し、対象者の動きに注意し、丁寧に落ちついて対応。
- 警察の到着を待つ。

警察への通報警察による不審者の確保

イ 登下校中の不審者対応の例



(2) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。

校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を徹底させる。

時間等	生徒・教職員	来校者
開門時間 ●時●●分～●時●●分 校舎出入り口解錠時間 ●時●●分	・生徒は●●または●●から登校する。 ・施錠担当教職員が、●時●●分に解錠し、●時●●分に施錠する。 ・生徒は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する。	常に正門横の通用口を使って出入りする。
授業中	生徒・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。	
放課後 ●時●●分～●時●●分 校舎出入り口施錠時間 ●時●●分	・●●時●●分に正門等を解錠する。 ・●●時●●分に校舎の出入り口を施錠する。 ・●●時●●分に正門等を施錠する。 ・最終残留者は、退勤時に正門を施錠する。	

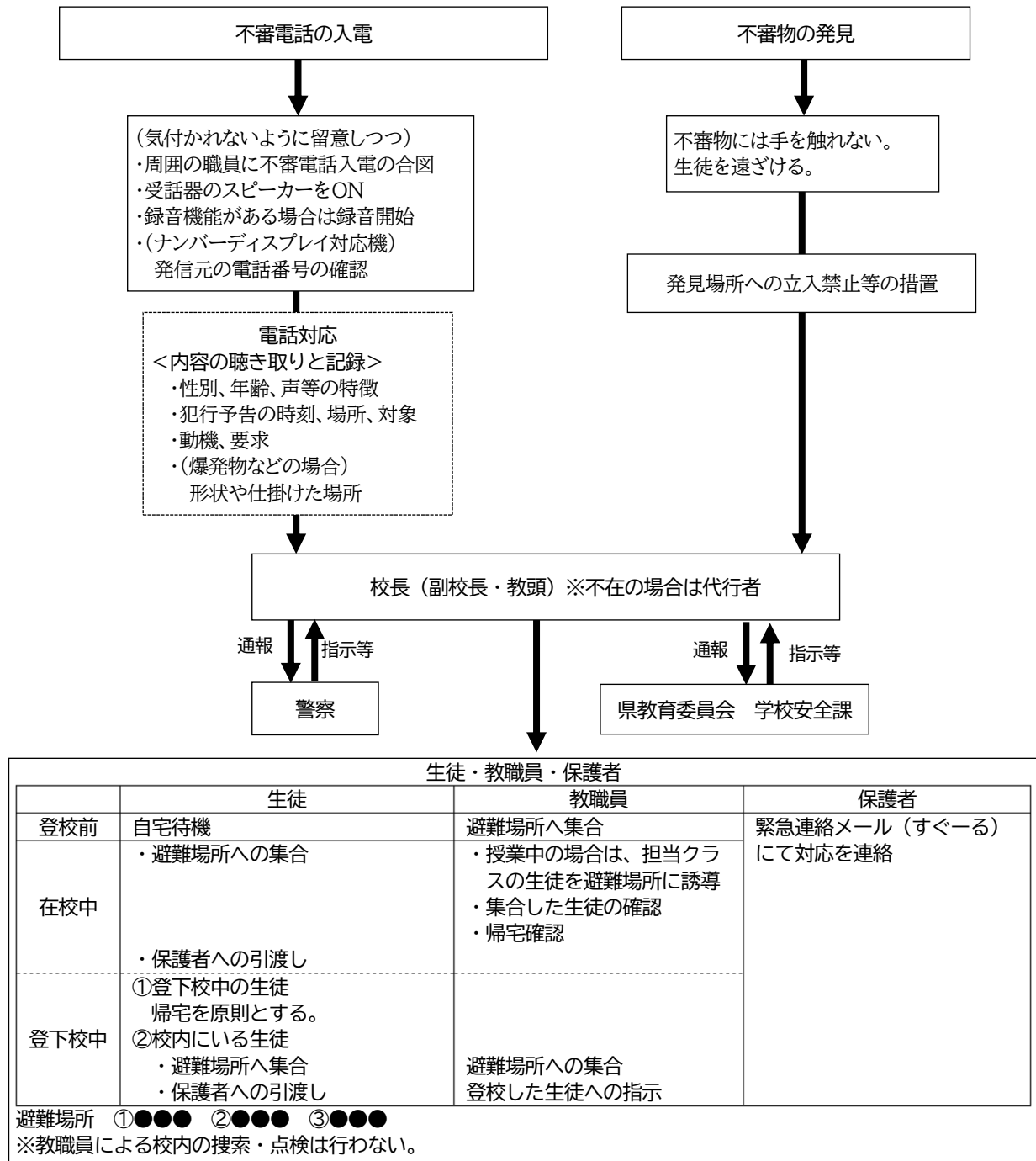
(3) 生徒の安全確保の留意点

- ・不審者に対峙した教職員は、生徒から注意をそらさせ、不審者を生徒に近づけないようにする。
- ・教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等を用いること。
- ・応援に駆けつける場合は、さすまたや防護用盾、長いものさしや傘等の防御に役立つものを持ち駆けつけること。
- ・生徒や教職員が負傷した場合には、すぐに「119 番」に通報して救急車を要請する。
- ・逃げ遅れた生徒の有無を把握する。
- ・生徒の安否確認、出席している生徒の確認、避難場所にいない生徒の所在の確認、逃げ遅れて隠れている生徒が安心できるような声を出しながら搜索を行う。
- ・集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。
- ・負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝える。
- ・負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員を全体で共有する。
- ・全ての生徒と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしない。

(4) 事後対応

- ・不審者の暴力行為等により、生徒や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などを行う。
- ・暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる生徒に対しスクールカウンセラーの要請を行う。

不審物や犯罪予告への対応(例)



<留意点>

- ・不審物に対しては、決して手を触れない。
発見場所をロープで囲む等して、立ち入りや接触ができないようにする。
- ・不審な郵便物には、必要以上の人間で触れることはしない。クリアファイル等に入れ警察が到着するまで保管をする。
- ・爆破予告があった場合は、予告された時刻に、校舎内に残留している者がいないようにする。

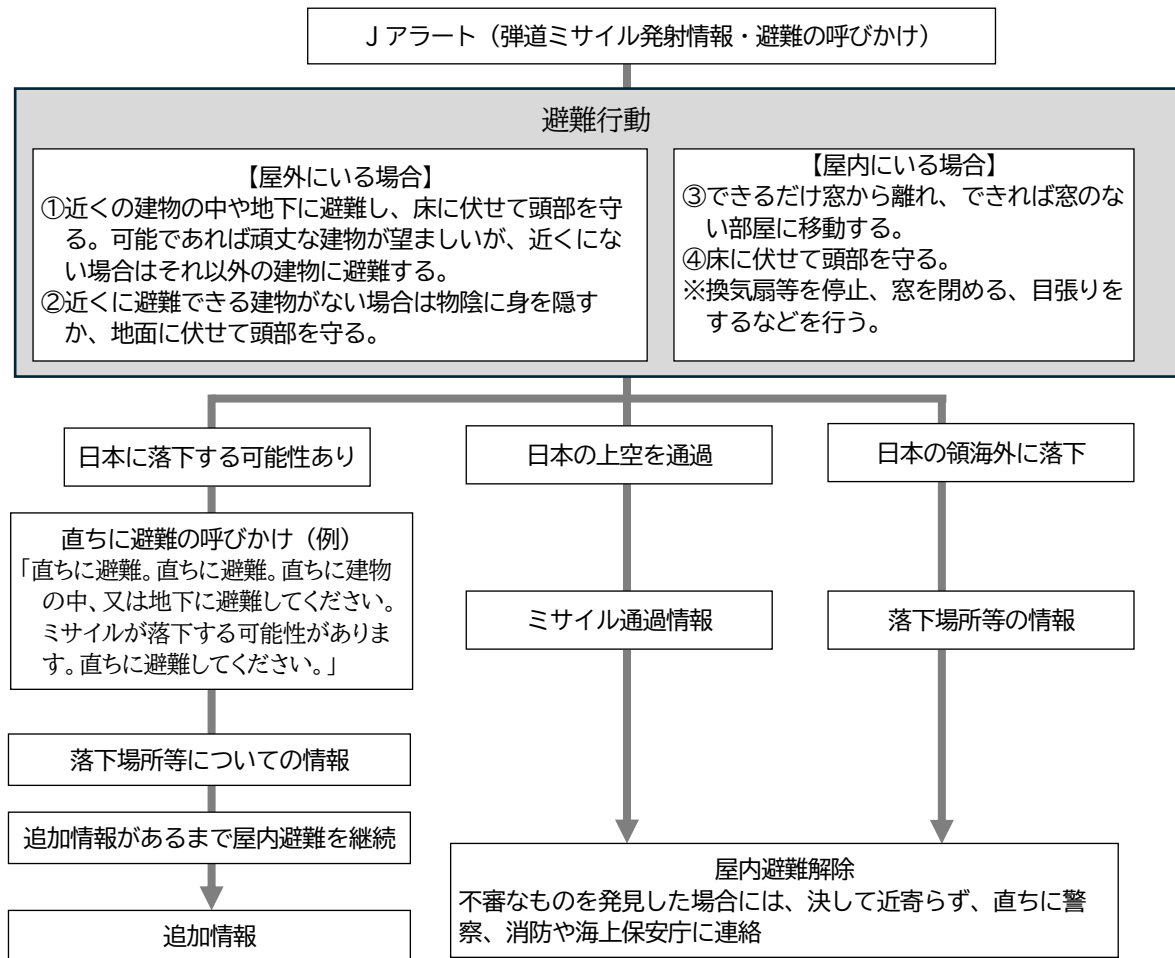
Ｊアラートへの対応（例）

(1) Ｊアラート発表時の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラート等による情報伝達が行われる。

Ｊアラートにより国から緊急情報が発信されると、●●市の防災無線にて情報が伝達される。

また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されるため、情報を受信した場合は、速やかに以下の対応をとる。



(2) 対応の例

	ミサイル発射	ミサイル通過、領海外に落下	国内に落下
登校前	自宅待機 屋外にいる場合は、①② 屋内にいる場合は、③④	安全確認後、通常通登校	・臨時休校又は授業開始時刻の変更を原則とする。 ・国又は県からの指示に従う。
登下校中	自宅、学校のいずれか近い方又は近隣の建物内に避難 屋外にいる場合は、①② 屋内にいる場合は、③④	安全確認の後、登校	・安全な場所での避難を継続し待機を原則とする。 ・安全確認の後、自宅又は学校、指定避難場所のいずれかに向かう。
在校中	屋外にいる場合は、①② 屋内にいる場合は、③④	安全確認の後、教育活動の再開	・学校待機を原則とする。 ・生徒の安否確認を行う。 ・国または県からの指示に従い、引渡し等を決定。

クマ類への対応(例)

(1) 学校における対応

① 誘因物の撤去

誘因物	対策
果樹、公園の樹木	・不要なものは伐採。伐採が難しいものについては、剪定して管理できるサイズにする、トタンを巻く、電気柵で周囲を囲う。 ・落下した果実を放置しない。
ハチの巣	・(可能であれば)除去。
生ゴミ (残飯、廃油、食用油)	・●●での屋内保管とし、収集日当日に出す。 ・ゴミ集積場にクマが開けることができない構造のゴミ箱やゴミ集積場を導入する。
コンポスト	・極力においを抑えるために、定期的に土や腐葉土、石灰、発酵促進剤を投入。 ・肉や魚、果物など、強いにおいを放つものは投入を控える。
発酵食品、ペットフード、ペンキ塗料、有機肥料、家畜・養魚飼料、油かす、燃料など	・●●での屋内保管とする。 ・保管場所にクマが屋内に侵入できないよう●●を設置。
農作物の放棄残滓 (廃果や野菜くずなど)	・土中深くに埋める。 ・(可能であれば)廃棄場所を電気柵で囲う。
田畑や果樹園などの農地、養蜂箱、畜舎、養魚場など	・(可能であれば)電気柵で周囲を囲う。

クマ類の出没対応マニュアル 改訂版(令和3年3月 環境省 自然環境局)

② 見通しの確保

- ・校舎周辺●●の植栽を刈り払い、見通しを良くしてクマ等の隠れ場所を無くす。
- ・見通しが悪い、クマの出没箇所となる可能性がある場所を図示して児童生徒等に周知をする。

③ 敷地内等への侵入対策

- ・1階●●、●●の施錠(戸締り)を行う。
- ・(周辺住民への周知と了解を得たうえで)爆竹、雷管、ロケット花火、朝、夕の放送による追い払い。

④ クマの出没情報

- ・生徒の通学範囲における岐阜県警察による安全安心メールや防犯アプリ、県域統合型GIS「岐阜県クママップ」によるクマ目撃情報の入手を行う。
- ・保護者や登下校中の生徒からの目撃情報があった場合も速やかに全校に共有を行う。

(2) 生徒・教職員の対応

① 未然防止(クマに遭遇をしないために)

- ・「クマに遭遇したらどうするか」ではなく、「クマに遭わないようにする」ことを原則とする。
- ・クマの攻撃から頭部や背部などを守る乗車用ヘルメット、リュックサック、ランドセルを着用する。
- ・帰り道等で一人にならない。
- ・声を出したり音を出したりしながら歩く。
- ・クマに遭ったら、うつぶせになり首の後ろに手を回す防御姿勢をとる。
- ・クマの移動経路や隠れ場所となる河川敷や藪等に近づかない。
- ・早朝、夕方の移動には十分な注意を払う。
- ・クマの足跡、フン等の痕跡を見つけた場合は、近づかず、その場から慌てずに立ち去る。

② クマに遭遇した際の対応

- ・大声を出す、走って逃げる、石を投げるなどのクマを刺激するような行動はしない。
- ・近くに逃げ込める民家、商店、公共施設等があれば避難をさせてもらう。
- ・遠くにクマがいることに気が付いた場合:落ち着いて静かにその場から立ち去る。
- ・近くにクマがいることに気が付いた場合:クマを見ながらゆっくり後退するなど、落ち着いてクマとの距離をとる。
- ・至近距離でクマと突発的に遭遇した場合:クマによる直接攻撃など過激な反応が起きる可能性が高く、顔面・頭部が攻撃されることが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつぶせになる(図1)などして重大な障害や致命的ダメージを最小限にとどめる。
- ・食べ物を持っている場合は、持ったまま逃げると追いかけられるため、速やかに捨てる。
- ・クマ撃退スプレーを携行している場合は、クマに向かって噴射する。※
※クマ撃退スプレーはクマを十分引き付けてから顔に向かって噴射すること。事前に使い方を練習し、いざという時にすぐ使える場所に携帯する。
- ・親子連れのクマと遭遇した場合は、母グマが攻撃行動をとることが多いことから、速やかにその場から立ち去る。子グマが単独でいるような場合でもすぐ近くに母グマがいる可能性が高いため同様の対応をとる。

図1



(「クマに注意」(岐阜県環境エネルギー政策部)より)

(3) クマ出没時の対応

- ① 学校周辺及び敷地内での出没、人的被害の発生時または、被害発生場所と学校が河川等のクマの移動想定経路とつながっている場合

	対応	具体的内容
登下校時	①職員間の情報共有・対応会議	・自宅待機の指示 ・授業開始時刻の変更または臨時休校の決定 ・保護者による送迎の依頼
	②関係機関への連絡	●●警察署、●●市役所、県教育委員会
	③通学経路の安全確保	警察への巡回の依頼 教職員による校内の安全確認 (周辺の巡回は、職員の安全のため、徒歩や自転車では実施しない)
	④保護者及び生徒への連絡	すぐーるで以下の内容を連絡 ・情報の提供(出没・目撃の時刻、場所、頭数等)、学校の対応、登下校時の具体的な注意事項等
在校時	①職員間の情報共有・対応協議	授業時間の短縮や部活動等放課後活動の切り上げ
	②生徒の安全確保	・生徒の所在確認、授業実施場所の確認 ・屋内への退避(屋外への移動の禁止) ・校舎一階の出入り口、窓の施錠 ・防犯カメラ等による周辺の監視
	③屋外での活動制限	・体育、●●、●●の授業場所の変更 ・休み時間の屋外活動の制限(禁止) ・●●で実施する部活動の中止または●●での活動に変更 ・安全が確保できるまで、屋外での活動は中止とする。
	④関係機関への連絡	●●警察署、●●市役所、県教育委員会
	⑤保護者への連絡	すぐーるで連絡 ※連絡内容は登下校時と同様
※翌日以降	①職員間の情報共有・対応協議	・自宅待機の指示 ・授業開始時刻の変更または臨時休校の決定 ・保護者による送迎の依頼
	②保護者及び生徒への連絡	翌日の学校の対応を連絡
	③学校の環境整備	・クマの誘因物の除去、植栽の伐採等
	※安全が確保できるまで継続	

(参考資料 北海道教育庁資料 宮城県教育委員会資料他)

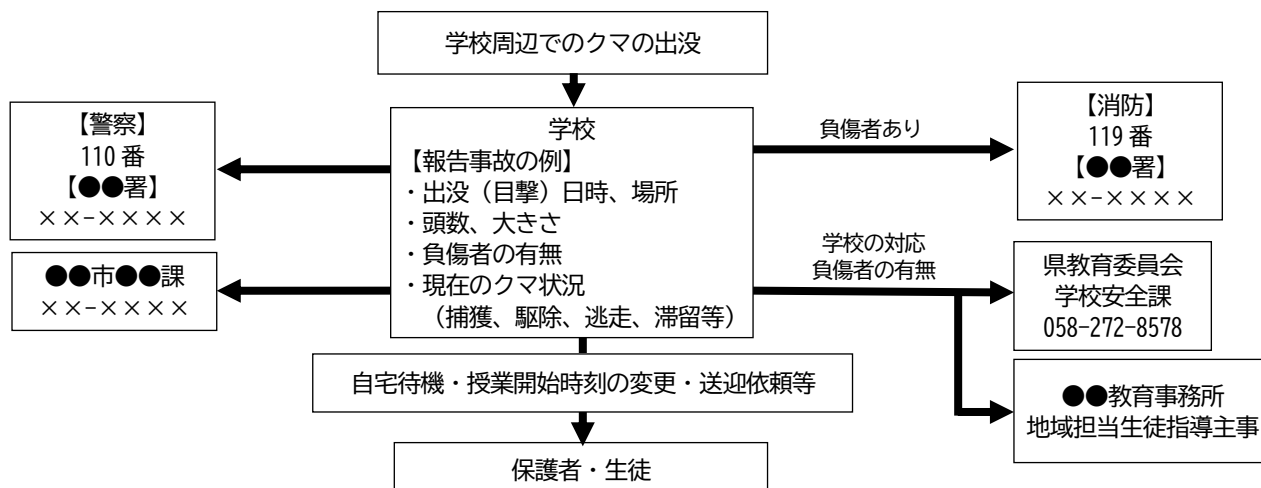
- ② 校外活動時(郊外研修、●●実習、●●実施時)に出没した場合

- ・該当場所での活動を中止し、速やかに●●へ避難する。
- ・学校への連絡(連絡先:校長又は教頭、不在時は生徒指導主事又は教務主任)
- ・関係機関への連絡を行う。
- ・市町村関係部局(●●課)又は●●署による安全確認ができるまでは該当場所での活動は実施しない。

- ③ 生徒居住地、通学経路にクマが出没した場合

- ・人的被害が発生した地区に居住する生徒の登下校は、保護者による送迎を原則とする。
- ・クマの出没により通学に不安がある生徒は、自宅待機とし、必要に応じオンラインでの学習支援を実施する。

(4) クマ出没時の連絡経路

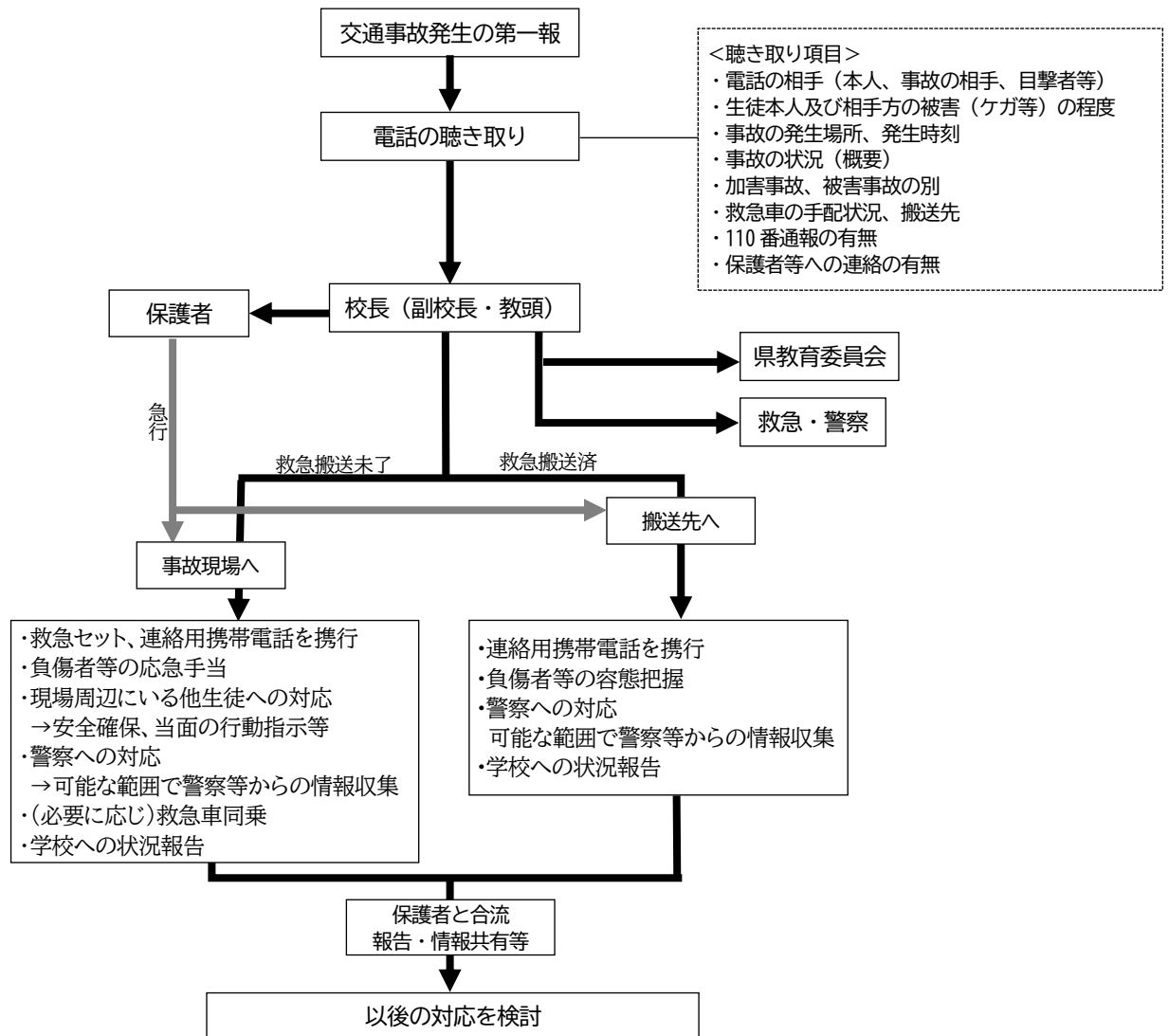


Ⅱ 交通安全

登下校中の交通事故への対応(例)

※スクールバスを運行している学校は、スクールバス運行時の事故対応についても明記すること。

(1) 交通事故発生時の対応の例



【二次対応と対策本部】

- ・事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA 等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の生徒への指導などを検討。
- ・重大かつ深刻な交通事故(生徒の死亡、複数生徒の被災、重篤なけがを負う等)の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じる。

【事故状況の調査・報告】

- ・事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告。
- ・記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てる。

【当事者となった生徒への対応】

- ・事故後に生徒がとった行動を確認し、対応(警察への通報、加害者の責任等)が不十分な場合は支援・指導を実施。

【心のケア】

- ・交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアを実施
- ・次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の生徒も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるため、適切なケアを行う。

- ア きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- イ 生徒が加害者となり他者に大けがを負わせた
- ウ 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

※校外での交通事故(郊外研修・部活動等)についても上記と同様の対応とする。

(2) 被害者・加害者にならないための事前の対策

① 生徒の事故の実態把握

- ・生徒は、交通事故に遭った場合には必ず●●部に報告をする。
軽微な事故であっても報告を行う。
- ・ヒヤリハットの経験も含め、生徒の交通事故の実態を把握する。
- ・交通事故の頻発箇所を明らかにし、生徒へ危険箇所の明示を行い、交通事故防止のための啓発を行う。

② 生徒への指導

ア 事故対応への理解

- ・事故に遭った場合は、すぐに警察に通報する。
- ・相手と連絡先を必ず交換する。
- ・相手が車両であった場合は、相手当事者の車両ナンバーを覚えておく。
- ・相手が怪我をしている場合は、救急搬送を要請する。
- ・救急搬送を要請できない場合は、周囲の人に依頼をする。

イ 加害者になった場合の責任についての理解。

- ・刑事上の責任(相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる)
- ・民事上の責任(被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う)
- ・行政上の責任(運転免許の停止処分等を受ける)
- ・道義的責任(被害者を見舞い謝罪する)

③ 交通安全に関する指導

- ・交通安全教育・啓発活動の年間予定

実施日	内容	対象	時間
●月●日	新入生及び保護者への交通安全指導	入学予定者・保護者	合格者説明会
●月●日	交通安全講話(●●警察署)	全学年	全校集会
●月●日	ヘルメット着用啓発(●●委員・MSリーダーズ)	全学年	登校時

Ⅲ 災害安全

気象警報発表時の対応(例)

学校所在地又は、生徒が居住する市町村に気象警報が発表時された際の対応については、「県立●●学校 非常変災時における対応方針」及び「同留意点」に基づき、以下の通りに定める。

(1) 対象となる気象警報

- ・大雨、氾濫、土砂災害、暴風(暴風雪)、大雪に関する警報、危険警報、特別警報
- ※警報が「山地」「平地」等市町村内の一部に発表されている場合も、市町村全体に発表されているものとする。
- ・本校は▲▲川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に含まれることから、▲▲川に氾濫警報が発表された場合は、自宅待機、臨時休業、保護者引渡し等の対応をとることとする。
- ・生徒の居住地域が下表の洪水予報河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に含まれる場合は、自宅待機又は指定緊急避難場所等の安全な場所への避難を行う。なお、通学経路に同区域が含まれる場合も同様とする。

(2) リスクの把握と周知

- ・4月中に、生徒に対し、自宅及び通学経路における土砂災害(特別)警戒区域、洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)の有無やその範囲についてハザードマップなどを用いて把握をし、気象警報発表時の対応について確認をする。
- ・非常変災時の対応については、4月中に全ての生徒、保護者に周知をする。
- ・避難に関する支援が必要な生徒、学校待機時に配慮が必要な生徒について、個人懇談等を通して把握、集約を行う。

(3) 気象警報発表時の対応の基準

対応	基準
登校前	①自宅待機となる場合 ア 大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪警報 ・午前●時の時点で、●●市(学校所在地)に大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪のいずれかの警報が発表されている場合は、<u>全ての生徒を自宅待機</u>とする。 ・午前●時の時点で、●●市(学校所在地)以外に大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪のいずれかの警報が発表されている場合は、<u>該当の市町村に居住する生徒は自宅待機</u>とする。 ※大雪警報は、山地・平地の別なく市町村全体に発表されているものとして扱う。 イ 氾濫警報 ・午前●時の時点で、▲▲川に氾濫警報が発表されている場合は、<u>全ての生徒を自宅待機</u>とする。 ・▲▲川以外の洪水予報河川に氾濫警報が発表されている場合は、<u>該当河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に居住する生徒は自宅待機</u>とする。 ②臨時休業・自宅待機の継続・授業開始時刻の繰り下げ ア ●時までには●●市(学校所在地)、または▲▲川の気象警報が解除されない場合 <u>臨時休業</u>とする。 イ ●時までには気象警報が解除された場合 ・<u>警報解除後●時間後より授業を開始</u>する。 臨時休業、授業開始の詳細については学校からメール等で連絡を行う。 ・気象警報が発表されている市町村や洪水予報河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に居住する生徒は自宅待機を継続する。 ・自宅が被災している場合や交通機関の不通や通学経路に危険が生じる恐れがある場合は、登校に及ばない。
在校中	・保護者を原則とするが、今後●時間以内に予想される雨量が●●mm 以下、▲▲川で氾濫警報以上が出ていない場合等は、交通機関の運行状況、通学経路などの安全を確認した上で、下校させることができる。 ・学校所在地、生徒居住地において危険警報以上が発表されている場合は、学校待機とする。 ・下校をさせた場合は、自宅等への到着確認を行う。 ※以下、学校が土砂災害(特別)警戒区域に含まれる場合の例 ・レベル3土砂災害警報は、3時間後にレベル4土砂災害危険警報に移行すると予想される場合に発表されることから、降雨の状況等から、レベル3の警報が予想される場合は、通学経路の安全を確認した上で、速やかに下校させる。または安全な場所(●●、●●)への避難を行う。 ただし、時間的余裕が無い場合は、土砂災害が予想される斜面から最も遠い校舎(●棟)の3階以上への避難を行う。帰宅については、保護者引渡しを原則とする。 ※以下、学校が氾濫警報の対象河川の洪水浸水想定区域(L2)に含まれる場合の例 ・▲▲川に氾濫警報が発表された場合は、高層階(●階以上)への避難を行う。下校については保護者及び通学経路の安全が確保できない場合は、警報の解除まで学校待機とし、警報解除後に保護者への引渡しにて下校されることを原則とする。
登下校	・自宅、学校、指定緊急避難所等の安全を確保できる場所への速やかな避難を行う。

(4) 気象警報発表時の対応

・在校中に防災気象情報が発表された場合は、以下の表による対応を原則とする。

河川氾濫への対応の詳細については p.●、土砂災害への対応の詳細については、p.●を参照。

		住民がとるべき行動 (気象庁資料より)	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	土砂災害急傾斜地の がけ崩れや土石流
5	レベル5 特別警報	命の危険 直ちに安全確保!	学校待機	①校内での避難 想定浸水深●m以上が担保できる●階以上の教室への避難を原則とする。(p.●参照)	①校外への避難 安全の確保を最優先とし、●●への避難を行う(p.●参照) ②校内での避難行動 校外への移動が困難な場合は、速やかに●棟への避難を行う。
4	レベル4 危険警報	危険な場所から全員避難	学校待機		
3	レベル3 気象警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など	保護者引渡し	保護者引渡し	保護者引渡し
2	レベル2 注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)	以後の気象状況、交通機関の運行等に注意を払いながら状況を観察		
1	早期注意 情報	災害への心構えを高める	平素から天候などを意識しておく		

【参考】・気象庁HP <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai>

・以下の河川の洪水浸水想定区域に含まれる市町村に居住する生徒については、自宅が洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれているかを確認させる。

・以下に掲載のない河川については、大雨に関する情報の中で氾濫の危険性について示される。

氾濫警報の対象となる洪水予報河川(令和8年3月時点)

河川名	事務所等	氾濫による浸水が想定される地区
木曽川中流	木曽川上流河川事務所	(岐阜地区) 岐阜市・羽島市・各務原市・岐南町・笠松町 (可茂地区) 美濃加茂市・可児市・坂祝町
木曽川下流	木曽川下流河川事務所	(西濃地区) 海津市
長良川上流	美濃土木事務所 岐阜土木事務所	(岐阜地区) 岐阜市 (美濃地区) 美濃市・関市
長良川中流	木曽川上流河川事務所	(岐阜地区) 岐阜市・羽島市・各務原市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町 (西濃地区) 大垣市・海津市・輪之内町・安八町
長良川下流	木曽川下流河川事務所	(岐阜地区) 羽島市 (西濃地区) 海津市
揖斐川中流	木曽川上流河川事務所	(岐阜地区) 瑞穂市 (西濃地区) 大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町 大野町・池田町
揖斐川下流	木曽川下流河川事務所	(西濃地区) 海津市
根尾川	木曽川上流河川事務所	(岐阜地区) 瑞穂市 (西濃地区) 大垣市・安八町・神戸町・大野町
飛騨川	下呂土木事務所	(飛騨地区) 下呂市
庄内川(土岐川)	庄内川河川事務所	(東濃地区) 多治見市・土岐市
宮川	古川土木事務所	(飛騨地区) 高山市・飛騨市

(5) その他の防災気象情報発表時の対応

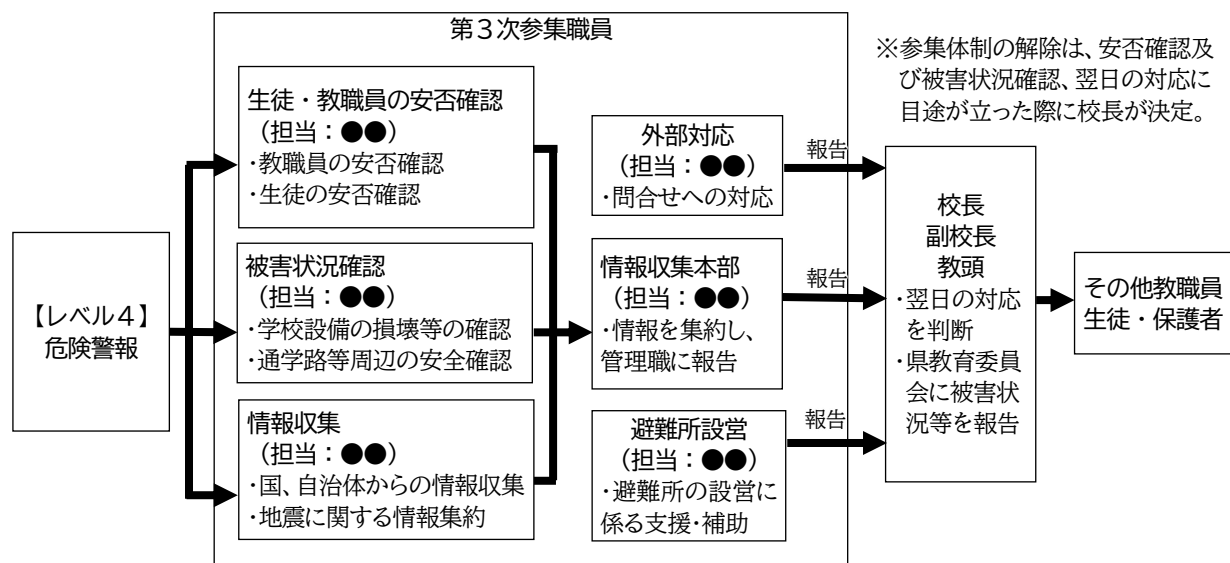
・気象防災速報(記録的短時間大雨)、気象防災速報(線状降水帯発生)、気象防災速報(線状降水帯直前予測)が発表された場合は、大雨警報が発表された場合に準じて対応をする。

(6) 気象警報発表時（氾濫警報を除く）の対応

	対応等	学校の動き
前日	SHR等で翌日の学校対応について連絡	・気象庁「早期警戒情報（警報級の可能性）」が「中」又は「高」の場合は、翌日の学校対応について検討、判断 ・対応を「すぐーる」により連絡
登校前	●時●●分の時点で気象警報が発表されている場合 ア 学校所在地に発表 ・<u>全ての生徒は自宅待機</u> イ 生徒居住市町村に発表（学校所在地での発表なし） ・<u>以下の生徒は自宅待機</u> ①警報発表市町村に居住する生徒 ②警報発表市町村を通学経路とする生徒	・メールにて学校の対応生徒・保護者へ連絡 ・県教育委員会への学校対応の報告 ・被害がある場合は、県教育委員会へ報告 ・メールの文面 ●時現在、●●市に●●警報が発表されているため、自宅待機とします。 ●●時までには警報が解除された場合は、警報解除の●時間後を目安に授業を開始します。
	●時●●分までに気象警報が解除された場合 ア 学校所在地の気象警報解除 ・<u>警報解除後、●時間後を目安に授業開始</u> イ 生徒居住地の気象警報解除（学校所在地は警報継続） ・<u>自宅待機を継続</u> ※●時●●分までに学校所在地での気象警報が解除となった場合は、安全に注意しながら登校 ※以下に該当する生徒は、気象警報が解除された後も登校に及ばない。 ・自宅又は本人、家族が被災している。 ・通学経路が危険な状態である。 ・公共交通機関が不通となっている等	・メールにて授業開始を生徒・保護者へ連絡 ・学校周辺の安全確認 ・登校した生徒、欠席生徒の被災状況の確認 ・メールの文面 ●時に●●市に発表されていた●●警報が解除されました。 ●時から●時限目の授業を開始します。自宅や通学経路の安全を確認し、登校をしてください。 ●●警報が継続している市町村の生徒は自宅待機を継続してください。 通学経路の状況等により登校が困難な場合は、学校まで連絡をしてください。
	●時●●分までに気象警報が解除されない場合 ・<u>臨時休業</u>	・メールの文面 ●●市の気象警報が●時の時点でも解除されていないことから、本日は臨時休業とします。
登校中／始業前	ア 登校途中の場合 自宅又は学校等の安全が確保できる場所のいずれか近い場所に移動をし、待機 イ 学校に登校してきた生徒 ・●時●●分まで、学校待機 ・臨時休業決定の場合は、保護者引渡し ・引渡しが困難な場合は気象警報の解除まで学校待機	・対応をすぐーるにて生徒・保護者へ連絡 ・学校周辺の安全確認 ・登校をしてきた生徒への指示及び該当生徒保護者への連絡 ・保護者への引渡し、気象警報解除後の下校についての判断
在校中	・保護者引渡しを原則とし、気象警報解除後に下校 ・気象警報の発表が明らかな場合や公共交通機関の停止が予告される場合は、気象警報発表の前に授業を打ち切り、下校 ・自宅や通学経路に危険が伴う生徒については、学校での待機とし、保護者引渡し	・気象庁「早期警戒情報（警報級の可能性）」にて警報発表可能性の確認 ・授業打ち切りの判断 ・保護者への引渡し連絡 ・学校周辺の安全確認及び引渡し場所の整備 ・鉄道、バスなどの交通各社との連絡
下校後	・帰宅確認の実施 ・（必要に応じ）翌日の学校対応の連絡	・すぐーるによる帰宅確認メール送付

(7) 夜間・休日の対応

- 市にレベル4危険警報以上が発表された場合は、校長は対象の教職員に連絡をし、参集の可否を確認する。



- ただし、屋外での行動に危険が伴う場合は、教職員本人及び家族の安全の確保を最優先とする。
- レベル5特別警報発表時も同様の対応とする。

(8) 気象情報の集約について

- 校長は、気象警報発表時又は発表が予想される場合は、情報収集本部(担当者)を設置する。
- 情報収集担当者(本部)は以下の方法等により気象状況、交通機関の運行情報、災害情報を収集し、速やかに情報を校長、(副校長)教頭、●●部職員に提供する。
- 情報収集先関係機関

機関名等	電話番号	機関名等	電話番号
●●駅	××××-××××	●●バス	
●●駅		●●鉄道	
●●市役所		●●市役所	
●●●道路管理事務所		●●●消防局	

情報収集ホームページの例

- 岐阜地方気象台 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/index.html>
- 国土交通省 中部地方整備局 河川部 <https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/index.htm>
- 岐阜県総合防災ポータル <https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/>
- ぎふ土砂災害警戒情報ポータル https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_pub/top/top.html
- 岐阜地方気象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html>
- 岐阜県 川の防災情報 <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
- ぎふ山と川の危険箇所マップ(岐阜県) <https://kikenmap.gifugis.jp/>
- 防災情報のページ(内閣府) <http://www.bousai.go.jp/>
- 防災情報(気象庁) <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- 川の防災情報(国土交通省) <https://www.river.go.jp/portal/#80>
- 道路防災情報 WEB マップ(国土交通省) https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosaijoho_webmap/
- 道の情報(岐阜県) <https://douro.pref.gifu.lg.jp/>

(9) 保護者引渡しの方法、引渡し場所等

- ・校長は、生徒を引渡す保護者の氏名、連絡先を作成し、保管する。
引渡し実施時には、保護者氏名及び生徒名等を確認し、引渡し完了者を名簿にチェックをする。
- ・引渡しに際しては、保護者の安全についても十分に留意する。
保護者の安全が確保できない場合は、当該生徒は学校での待機とする。
- ・引渡しには、各学年のHR担任が当たり、受付にて保護者を確認する。
- ・引渡しをする生徒は、●●(雨天時は●●)に待機させ、受付の教員が対象生徒を呼び出す。
- ・引渡し時の駐車場は●●を使用する。駐車場及び校内の交通整理は●●の職員が行う。

校内配置図などを用い、保護者引渡しの方法等について示す。

(10) 安否確認

① 授業日の安否確認

ア 授業時

HR担任又は授業担当者

- ・クラスごとに安否確認名簿に必要事項を記入
- ・欠席、遅刻者、早退者を確認し、その所在を確認し、名簿に記入
- ・集約した情報を学年主任に報告

学年主任

- ・各クラスからの情報を集約
- ・在籍生徒数との照合
- ・教頭へ報告

イ 放課後・校外活動時

部顧問・委員会担当者等

- ・部員名簿、引率名簿を基にその場にいる生徒の安否を確認
- ・欠席生徒、不在生徒の所在を確認し、名簿に記入
- ・集約した情報を教頭に報告

教頭

- ・各活動の実施状況、活動場所の把握
- ・部顧問等からの報告を集約

●●部

- ・緊急連絡メール(すぐーる)を用いた安否確認(帰宅確認を含む)
- ・すぐーるによる情報の収集が困難な場合は、災害伝言版を利用して安否確認を実施
- ・場合によっては電話での情報収集を実施

<参考> 緊急連絡メールでの帰宅確認の例

●月●日 ●時●●分に授業を打ち切り、下校としました。
自宅、親類宅、避難所等に到着したら、本アンケートに回答をしてください。
[1] 自宅に到着
[2] 親類宅に到着
[3] 避難所に到着
[4] 帰宅途中
明日以降の学校の予定については、改めて連絡をします。

② 夜間・休業日等の安否確認

担当:●●●●●●●●

- ・緊急連絡メール(すぐーる)による安否確認
- ・すぐーるによる情報の収集が困難な場合は、災害伝言版を利用して安否確認を実施
- ・場合によっては電話での情報収集を実施

<参考> 緊急連絡メールでの安否確認の例

●月●日 ●時●●分頃、●●市、●●市に●●警報が発表されています。
安全を確保し、落ちついて、避難をしてください。
安全な場所への移動が完了したら、現在の状況を知らせください。
[1] 負傷・被災ともになし
[2] 本人ケガあり・家屋被災なし
[3] 本人ケガなし・家屋被災あり
[4] その他
明日以降の学校の予定については、改めて連絡をします。

河川氾濫への対応

(1) 校内避難の基準と留意事項

- ・▲▲川が氾濫警報の対象となる洪水予報河川である。
- ・学校所在地は、洪水想定浸水区域(L2)に該当する。
- ・レベル4氾濫危険警報が発表された場合、又は発表が予想される場合は、速やかに垂直避難を原則とする。
- ・授業中に教室は下表を原則とするが、緊急の場合は3階以上の教室へ速やかに非難する。

授業場所	避難先教室	授業場所	避難先教室
●年●組教室	●●教室	●年生●組教室	●●教室
●棟●●室	●棟●●室	●棟●●室	●棟●●室
体育館	●棟●●室	武道場	●棟●●室

- ・避難に際しては、授業中の場合は各教科担任が担当クラスを避難場所まで誘導する。
- ・授業のない教職員は、避難経路での見守りを行う。
- ・▲▲川が氾濫危険水位に達した場合は、該当河川付近を経て通学する生徒は学校待機とし、保護者引渡しによる下校とする。

(2) 校内避難経路

校外の避難場所までの安全な移動経路を示す

(3) 校外避難

- ・校外への避難が必要と判断される場合は、レベル4危険警報の発表前に以下の施設への避難を行う。
- ・レベル4氾濫危険警報が発表されている場合は郊外への避難は行わない。

施設名	連絡先	住所
●●●	××-××××	●●市●●町

(4) 校外避難経路

校外の避難場所までの安全な移動経路を示す

(5) 安否確認

- ・気象警報発表時の対応と同様とする。

(6) 氾濫警報発表時の対応

	対応等	学校の動き
前日	SHR等で翌日の学校対応について連絡	・気象庁「早期警戒情報(警報級の可能性)」が「中」又は「高」の場合は、翌日の学校対応について検討、判断を行う。 ・対応を生徒、保護者に連絡
登校前	●時●●分の時点で▲▲川に氾濫警報が発表 ア 学校が▲▲川の洪水浸水想定区域(Ⅰ2)に含まれる ・全ての生徒は自宅待機 イ 学校が▲▲川の洪水浸水想定区域(Ⅰ2)に含まれない ・自宅や通学経路が▲▲川の洪水浸水想定区域に含まれる生徒は自宅または緊急指定避難場所などの安全な場所へ避難 上記以外の生徒は安全に注意して登校	・メールにて学校の対応生徒・保護者へ連絡 ・県教育委員会への学校対応の報告 ・被害がある場合は、県教育委員会へ報告 ・メールの文面(学校が洪水浸水想定区域内) ●時現在、▲▲川に氾濫警報が発表されているため、自宅待機とします。 ▲▲川の洪水浸水想定域に自宅がある生徒は、直ちに命を守る行動をとってください。 ・メールの文面(学校が洪水浸水想定区域外) ●時現在、▲▲川に氾濫警報が発表されています。▲▲川の洪水浸水想定域に自宅がある生徒は、直ちに命を守る行動をとってください。 その他の生徒は通常授業となりますが、安全に十分注意して投稿してください。
	●時●●分までに気象警報が解除された場合 警報解除後、●時間後を目安に授業開始 ・学校周辺が▲▲川の浸水想定区域に所在する場合は、学校周辺の状況から授業開始または臨時休校を決定 ・▲▲川の浸水想定区域を居住地、通学経路とする生徒については、安全を十分に確認した上で登校 ※以下の生徒は気象警報が解除された後も登校に及ばない。 ・自宅又は本人、家族が被災している。 ・通学経路が危険な状態である。 ・公共交通機関が不通となっている等	・メールにて生徒・保護者へ授業開始を連絡 ・学校周辺の安全確認 ・登校した生徒の被災状況の確認 ・欠席した生徒の安否及び被災状況の確認 ・メールの文面(学校が洪水浸水想定区域内) ●時に▲▲川に発表されていた氾濫警報が解除されました。 ●時から●時限目の授業を開始します。自宅や通学経路の安全を確認し、登校をしてください。登校が困難な場合は、学校まで連絡をしてください。
	●時●●分までに気象警報が解除されない場合 ア 学校が▲▲川の洪水浸水想定区域に含まれる 臨時休業 イ 学校が▲▲川の洪水浸水想定区域に含まれない 自宅や通学経路が▲▲川の洪水浸水想定区域に含まれる生徒は自宅または緊急指定避難場所などの安全な場所へ避難を継続	・メールの文面(学校が洪水浸水想定区域外) ●時に▲▲川に発表されていた氾濫警報が解除されました。 現在自宅待機や避難等をしている生徒は、自宅や通学経路の安全を確認した上で登校が可能な場合は登校をして下さい。困難な場合は、当校には及びません。
登校中・始業前	ア 登校途中の場合 ・自宅又は緊急指定避難場所、学校等の安全が確保できる場所のいずれか近い場所に移動をし、待機 イ 学校に登校してきた生徒 学校待機とし、保護者による引渡し 引渡しが困難な場合は気象警報の解除まで学校待機	・対応をすぐーるにて生徒・保護者へ連絡 ・学校周辺の安全確認 ・登校をしてきた生徒への指示及び該当生徒保護者への連絡 ・保護者引渡し、気象警報解除後の下校の判断
在校中	・保護者引渡しを原則とし、警報解除後に下校 ・警報の発表が予想される場合や公共交通機関の停止が予告される場合は、発表前に授業を打ち切り、下校 ・自宅や通学経路が洪水浸水想定域に含まれる生徒は、学校での待機	・気象庁「早期警戒情報(警報級の可能性)」にて警報発表可能性の確認 ・授業打ち切りの判断 ・保護者への引渡し連絡 ・学校周辺の安全確認及び引渡し場所の整備 ・鉄道、バスなどの交通各社との連絡
下校後	・帰宅確認の実施 ・(必要に応じ)翌日の学校対応の連絡	・すぐーるによる帰宅確認メール送付

土砂災害への対応

(1) 校外避難の基準と留意事項

- ・学校所在地が土砂災害(特別)警戒区域に指定されていることから、レベル4土砂災害危険警報が発表された場合又は発表が予想される場合は、速やかに(2)の避難場所への避難を開始する。
- ・土砂災害の前兆現象を把握した場合には、速やかに避難行動を開始する。

<前兆現象の例>

土石流	地滑り	がけ崩れ
・山鳴り(山全体がうなっているような音、地震のようなふるえ)がする。 ・急に川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。 ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ・腐った土のにおいがする。 ・川の中でゴロゴロという音がしたり、火花が見えたりする。	・沢や井戸の水が濁る。 ・山の斜面やグラウンド、校舎の敷地内にひび割れができる。 ・建物の壁や擁壁に亀裂が入る。 ・建物や擁壁、樹木や電柱が傾く。 ・風が吹いていないのに山の気がざわざわする。 ・気が避ける音や木の根が切れる音がする。	・がけに割れ目が見える。 ・がけが膨らむ。 ・がけから水が急に湧き出る。 ・今までとは違うところから新しく水が湧く。 ・湧き水の量が急に増えたり減ったりする。 ・がけから小石がぼらぼらと落ちてくる。 ・がけから木の根が切れる音がする。

- ・避難に際しては、授業中の場合は各教科担任が担当クラスを避難場所まで誘導する。
- ・授業のない教職員は、避難経路での見守りを行う。
- ・自宅周辺が土砂災害(特別)警戒区域に指定されている生徒については、学校待機とし、保護者による引渡しを行う。

(2) 避難場所・避難経路

施設名	連絡先	住所
●●●	××-××××	●●市●●町

(3) 校外避難経路

校外の避難場所までの安全な移動経路を示す

(4) 校内避難経路

校外への移動が困難な場合は、土砂災害の被害を受けにくい教室に移動をする。

校内避難の対象となる教室	避難先教室	校内避難の対象となる教室	避難先教室
●年●組教室	●棟●●室	●年●組教室	●棟●●室
●年●組教室	●棟●●室	●年●組教室	●棟●●室
●棟●●室	●棟●●室	●棟●●室	●棟●●室

<校内の避難経路図>

校内の避難場所までの安全な移動経路を示す

(5) 安否確認

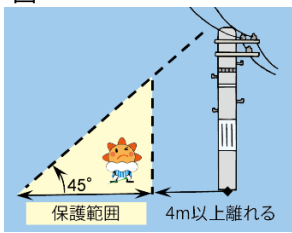
- ・気象警報発表時の対応に準じる。

(6) 土砂災害警報発表時の対応

- ・気象警報発表時の対応に準じる。

雷・竜巻発生時の対応（例）

(1) 雷・竜巻の避難と留意点

	雷	竜巻
前兆	大気の状態が不安定、雷を伴う、竜巻など激しい突風の恐れといったキーワードに注目し、翌日、当日の天候に注意を払う。 ・黒い雲が近付く。 ・雷の音が聞こえる。 ・急に冷たい風が吹いてくる。	・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。 ・冷たい風が吹き出す。 ・大粒の雨やひょうが降り出す。
発生	・激しい雨が降る。 ・雷光が確認できる。 ・雷鳴が聞こえる。	・「ゴー」という音が聞こえる。 ・黒い雲から下方に漏斗状の雲が伸びる。 ・トタン板や発泡スチロールなどのゴミが宙を舞うのが見える。
避難行動	屋外 ○在校中 ・屋外での部活動、体育、実習作業等を中断し、速やかに屋内へ避難する。 ・下校前の場合は、情報を収集し、発雷の可能性がなくなるまで学校にて待機する。 ○近くに避難する場所がない場合 ・低い場所を探してしゃがむ、できるだけ姿勢を低くし、地面との接地面を少なくする。 ・電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体の頂点を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避する。（図参照） ・高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れる。  図 保護範囲 4m以上離れる （気象庁資料より） 登下校中 ・近くの安全な場所に避難し、屋外を移動しない。 ・自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くし、※安全な場所に避難する。 ※鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全。木造建築の内部も基本的に安全であるが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全が確保できる。	屋外（登下校中を含む） ・校舎など頑丈な建物に避難する。 ・物置やプレハブ（仮設建築物）などの構造が簡素な建物には避難しない。 ・屋根瓦などの飛来物に注意する。 ・近くの頑丈な建物や地下などに避難する。 ・付近に避難できる建物が無い場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。 ・橋や陸橋の下には避難しない。 屋内 ・飛来物を避けるため窓、カーテン等を閉める。 ・窓ガラスからできるだけ離れる。 ・壁に近い場所で避難姿勢をとる。 ・丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。 ・建物の最下階に移動する。
留意点	・屋外での活動時には、目視の範囲に雲が無いからといって、雷が発生しないとは限らないため、必ず「雷ナウキャスト」等を用い、周辺に雨雲や雷雲が無いことを確認する。 ・遠くで雷鳴があったとしても、その雷は自分のいる地点に落ちる可能性があったという認識をもつ。 ・従来落雷を誘引すると思われていた物を何も身に付けていなくても、雷が落ちることがある。	・サッカーゴールやハンドボールゴールなどは、突風等で倒れないように、杭でしっかりと固定するか、予め倒しておく。 ・テントを設営するときには、支柱を十分な重さと数の砂袋等で安定させたり、ペグで固定したりするなど、風で倒壊しないようにする。 ・強風が予想されるときは、テントを撤去したり、天幕を外したりするなど、早めに対策をとる。

(2) 屋外での活動再開

避難の終了及び屋外活動の再開については、雷ナウキャスト等により雷雲等の動き等に関する情報を十分に収集し、以下の①～③を全て満たし、落雷や竜巻の危険が去ったと認められる状態になったことを確認した上で、校長（又は活動の責任者）が判断をする。

- ① 雷ナウキャスト及びその他の天気予報アプリ等で上空に雷雲がない。
- ② 屋外活動場所の周辺で30分以上発雷がない。
- ③ 別の雷雲の発生や接近がない。

(3) 情報収集について

竜巻や雷の情報を速やかに入手するため、屋外活動の担当者は「雷ナウキャスト」・「竜巻発生確度（竜巻発生確度ナウキャスト）」・「高解像度降水ナウキャスト」（気象庁）等を利用し、常に最新の情報を入する。

(4) 在校時の対応

	予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
情報収集	前兆現象の発生	・朝と昼の天気予報を確認し、屋外活動の際の気象状況を把握する。 ・「雷注意報」発表の有無を確認する。 ・活動中も担当者は、「ナウキャスト」等を用い最新の情報を随時確認する。	■自分の命は自分で守る。 ・積乱雲の近づく前兆に注意して行動する。
避難行動	雷注意報発表	◇管理職との情報共有 ・安全指導と避難行動の指示をする。	①雷鳴が聞こえたらすぐに避難 ②校舎内や車へ避難する。 ③木や電柱から4m以上離れる。
	竜巻注意情報発表	・竜巻接近に備え、屋外、屋内の状況に応じた避難の指示をする。 ・竜巻発生確度ナウキャスト等で竜巻発生情報(続報)を確認する。	●屋外にいる場合 ・早めに校舎内や近くの建物に避難する。 ※車庫・物置・プレハブ(仮設建築物)への避難は危険 ●屋内にいる場合 ・窓、カーテンを閉め、窓や壁から離れる。
	竜巻発生・接近	・生徒や教職員に竜巻発生時の安全行動を指示	・1階の窓のない部屋へ移動する。 ・机の下にもぐる。 ・上着や荷物で頭部(頭、首)を守る(防災頭巾やヘルメットがある場合は使用)。
教育活動可否の判断	雷・竜巻等通過	・管理職との情報共有 ・生徒、教職員の安否確認 ・校舎等の被害状況を確認する。 ・通学路等学校周辺の安全確認をする。 ・屋外活動場所周辺で、前頁の①～③を確認 ・緊急保護者メール等で連絡し、状況によっては、引渡しを検討する。	・竜巻通過後であっても、指示があるまでは、校舎内の安全な場所で待機をする。

(5) 登下校時の対応

	予想される状況	教職員の対応	生徒の対応
情報収集	前兆現象の発生	・前日に天気予報を確認し、登下校時の気象状況を把握する。 ・登下校時、最新の防災気象情報を確認し、「雷注意報」の有無を調べる。	
避難行動	雷注意報発表	<登校前> ・メール等にて自宅待機の指示をする。 <登校後> ・すでに登校した生徒、今後、登校する生徒の安全確認のために職員の役割分担をして対応する。	・空の様子を確認し、積乱雲の近づく兆しを感じたら、近くの建物に避難 ・自宅や学校にいる場合は、屋内待機 ・1階の窓のない部屋へ。 ・机の下にもぐる。 ・上着や荷物で頭部(頭、首)を守る(防災頭巾やヘルメットがある場合は使用)。
	竜巻注意情報発表	・生徒登下校の状況確認 ・在校生・教職員の安全確保 ・ナウキャスト等で竜巻発生情報を確認 ・管理職との情報共有 ・屋内の状況に応じ避難を指示	
	竜巻発生・接近	・在校生や教職員に竜巻発生時の安全行動を指示する。	
教育活動可否の判断	雷・竜巻等通過	・雷や竜巻発生情報を確認 ・活動場所周辺で、前頁の①～③を確認 ・在校生、教職員の安否確認 ・校舎等の被害状況確認をする。 ・通学路等学校周辺の安全確認をする。 ・緊急保護者メール等で連絡し、状況に応じて引渡しを実施 ・帰宅確認をする。	・竜巻通過後であっても、指示があるまでは、校舎内の安全な場所で待機をする。 ・登下校中の場合、積乱雲の近づく兆し(サイン)があった場合は、自宅か学校か近い方に戻る。 ・自宅に戻ったか場合、保護者と連絡を取り、無事を伝える。

災害に対するタイムライン

1 タイムラインとは

台風や大雪などの災害規模が想定できる災害(以下「進行型災害※」という。)に対し、「いつ」、「誰が」、「何を」するのかを、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画を作成し、台風や大雪のような進行型災害に対し、校外の関係機関や校内の分掌などが連携して対応し、生徒の被害を防止するよう作成する。

タイムラインの作成により「いつ」「誰が」「何を」するのかを明確にし、時系列で「いつ」を決めることで学校が迷う時間をなくし、「誰が」「何を」するかをまとめることで、関係者が連携した、円滑な対応ができるようにする。

※台風などのように事前に災害規模が想定できる災害を「進行型災害」と呼ぶのに対し、地震などのように予想や準備が困難な災害を「突発型災害」と呼ぶ。(「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(初版)」国土交通省)

2 タイムライン作成の手順

タイムラインは、台風や大雪などの進行型災害ごとに次の手順で作成を行う。

① 担当者の記載

予想される災害の規模に合わせ、対応者を定め、決定する。

② 時間の記載(いつ)

ア 警報発表・解除の時刻の想定

台風の最接近など最も危険な時間帯を基準に、暴風警報、大雨警報などが出される時間を想定する。

気象警報は、警報が住民等に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間(猶予時間(リードタイム))を考慮して、予想される現象が発生する3～6時間前に発表される。

進行型災害の規模によって警報発表時刻の幅があるため、気象情報の収集に努める。

イ 日課の決定

始業前:気象警報の解除後の登校時刻を設定する。

始業後:警報発表前の下校時刻を設定する。その際には登下校に要する時間や公共交通機関の運行状況等を考慮する。

③ 担当者の行動の記載(何を)

校務分掌等の行動等を時間軸に従って記載する。

生徒の居住地や通学地域の天候や被害状況、交通機関等の確認、生徒・保護者へのメール配信、登下校の指導などをいつ誰が行うかを明記する。

④ タイムライン最終案の決定

作成したタイムラインをチェックし、重複、漏れがないか確認を行う。

⑤ タイムライン決定後の対応

気象情報の収集に努め、作成したタイムラインをもとに早期対応ができるようする。

3 タイムラインの振り返り

気象警報等への対応後、策定したタイムラインの検証を行い、「やるべきであったのにできなかったこと」「やっておけばよかったこと」などを抽出し、次のタイムライン作成に反映させる。

タイムラインは確定的なものではなく、災害をもたらす気象現象の規模により対応を変えていくこと。

例えば台風の場合、暴風のみでの対応ではなく、台風の接近に伴う豪雨への注意や、巨大な台風の出現が危惧されており、様々なケースを想定した対応が求められる。

最新の気象情報の入手に努め、早期の適切な対応ができるようにする必要がある。

4 その他

タイムラインを作成する前段階として、普段から次のような準備をしておくこと。

- ・最も遠くから通学する生徒の把握(登下校にどれくらい時間がかかるか)
- ・携帯電話やスマートフォンなどのメールアドレスを変更していないかの確認
- ・公共交通機関、道路の状況の確認
- ・通勤通学時間外の公共交通機関の運行状況
- ・命を守る訓練と関連付けたタイムラインの作成訓練の実施

【参考】

- ・「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(初版)」(平成28年8月 国土交通省)
- ・「タイムライン作成の手引き」(平成28年3月 山口県)

●●高校 台風●号に対するタイムライン（例）

災害の概要（例）			・令和●年●月●●日 ●時現在 沖縄の北 945hPa 岐阜県を直撃する可能性大 強い台風であるが、強風の範囲は狭い。 ・岐阜県への最接近は●月●●日 ●時頃となる見込み ・暴風警報の発表予測：岐阜県に最接近する●月●日●●時の●時間前（●●時頃）に暴風警報が発表されると想定し対応。 ・岐阜県上空にある秋雨前線は、気象庁の情報によると南下することが予想されるため、県内の大雨の可能性は低い。 ・通学で最遠の生徒は、バスと JR で1時間20分、最寄り駅から徒歩で15分を要するため、2時間あれば帰宅できる。						
	時刻等		予想される状況	対応					
	基準時間		気象予警報	校長・教頭	情報収集本部	●●部	●●部	学年会	担任
●月●日	－36h	9:00		情報収集本部設置	情報収集・確認				
	－28h	14:00		翌日の対応の判断 翌朝会実施の連絡		翌日の対応を生徒・保護者へ連絡	非常食等の確認 学校周辺の確認		最遠生徒の確認
	－24h	18:00							
●月●日	－10h	8:00	強風注意報発表	職員朝会 対応連絡			通学路安全確認		
	－8h	10:00		10:00 授業打ち切り 帰宅指示	気象庁の HP 等で情報 収集・確認	交通機関運行状況確認	下校指導	下校指導	下校指導
	－6h	12:00	暴風警報発表 大雨・氾濫警報	帰宅困難生徒の把握 帰宅困難生徒の対応		帰宅確認メール発出	校内防災の確認	帰宅確認集約 管理職へ報告	帰宅確認 未返信者に電話確認 学校待機生徒の把握 学校待機生徒の引渡し
	－4h	14:00		学校待機者（職員）指示			校内戸締り確認		
	－2h	16:00		交通機関、道路状況確認 職員の帰宅指示	気象庁の HP 等で情報 収集・確認				
	－0h	18:00	台風最接近 記録的短時間大雨 情報 大雨危険警報 氾濫危険警報						
	＋2h	20:00							
	＋4h	22:00	大雨警報・氾濫警報 解除解錠						
台風通過 ●月●日	＋11	7:00			気象庁の HP 等で情報 収集・確認	交通機関運行状況確認	通学路の安全確認		
	＋12 ～	8:00		学校の被害状況把握の指示		職員朝会	学校の被害状況調査		生徒の登校確認 生徒の被害状況の把握

●●高校 大雪警報に対するタイムライン（例）

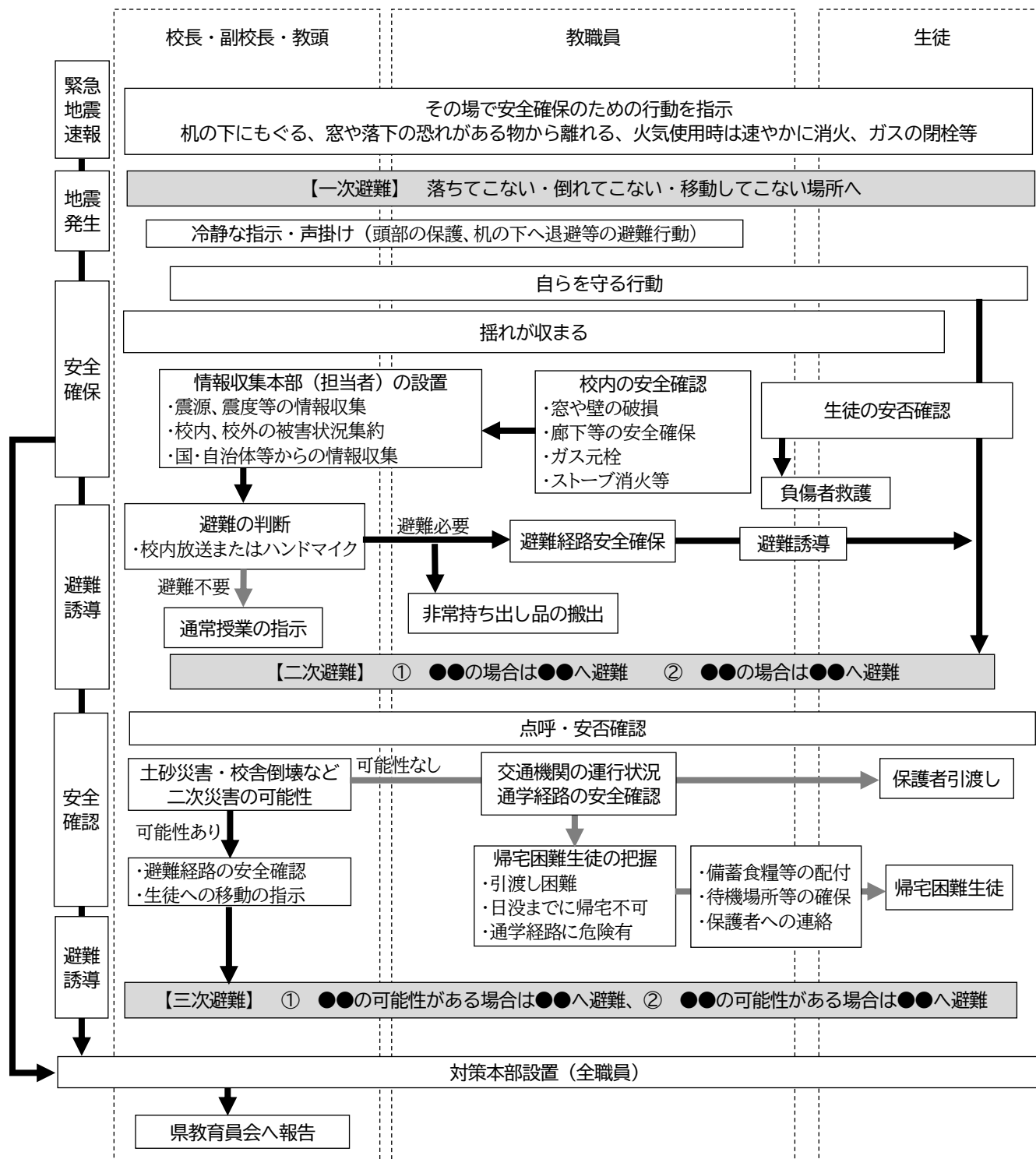
災害の概要（例）			令和●年●月●日　北海道の東で低気圧が発達して、強い冬型の気圧配置となった。岐阜県では17日から18日の夕方にかけて山地を中心に大雪となり、平野部でも積雪の可能性はある。 ●月●日　夕刻前より激しい積雪になるとの予報から、早ければ11：00に大雪警報が出るものと仮定して対応						
状 況	Timeline		予想される状況	対応					
	基準時間			校長・教頭	情報収集本部	●●部	●●部	学年会	担任
● 月 ● 日	－30h	9：00		情報収集本部設置	交通機関・道路状況・気象状況の確認				
	－26h	13：00		翌日の対応の検討			非常食の確認 防寒具の確認		生徒の居住地域確認
	－24h	15：00		翌日の対応の判断 臨時職員会		翌日の対応を保護者へ 連絡	除雪用具の準備		翌日の対応の連絡
● 月 ● 日	－9h	6：00	大雪注意報						
	－8h	7：00		当日の日課の決定	交通機関・道路状況・気象状況の確認	交通機関の運行確認	通学路安全確認		
	－7h	8：00		職員朝会　対応連絡					当日の日課の確認
	－6h	9：00		明日の日課の決定					
	－5h	10：00		10:45 授業打ち切り 帰宅指示		帰宅確認メール送信	下校指導	帰宅困難生徒の集約 下校指導	帰宅困難生徒の把握 下校指導
	－4h	11:00	大雪警報発表				引渡し対応	帰宅確認情報集約	帰宅確認
	－3h	12：00		翌日の対応検討 翌日の対応決定		翌日の日程を連絡メール送信	帰宅困難生徒の対応 校内防災の確認	引渡し対応 管理職へ報告	未返信者に電話確認
	－2h	13：00			交通機関・道路状況・気象状況の確認		校内戸締り確認		学校待機生徒の引渡し対応
	－1h	14：00		学校待機職員の指示					引渡し終了
	－0h	15:00	大雪のピーク						
	＋2h	17：00		学校待機職員を除き、 職員完全帰宅	情報収集・確認		校内戸締り最終確認		
● 月 ● 日	＋15h	6：00		気象情報、交通情報の確認 当日の日課判断					
	＋21h	12：00	大雪警報解除	職員朝会 職員被害状況集約 学校被害状況集約			学校の被害状況調査 交通状況確認		
	＋42h	9：00	なだれ注意報	生徒宅被害状況把握	情報収集・確認		通学路安全確認	生徒の被害情報集約	生徒の登校確認 生徒宅被害状況確認

地震発生時の対応（例）

(1) 発生時の避難行動

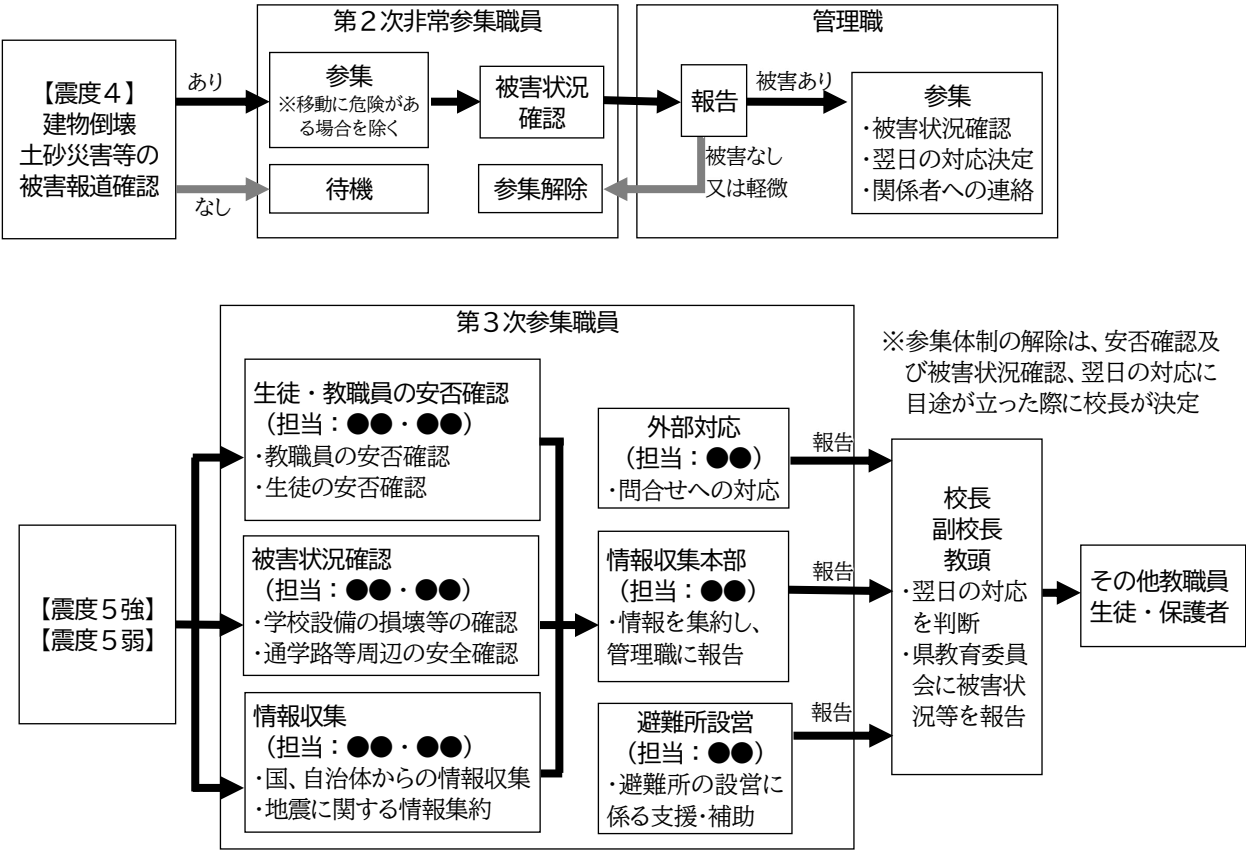
- ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所への避難・退避を原則とする。
- ・教室などの机のある場所では、机の下に隠れる。机がない場所では、椅子などの落下物を防げるものの下に隠れる。
- ・隠れるものがない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない、移動してこない場所に移動し、低い姿勢で、カバンなどで頭を覆う。
- ・屋外の場合は、ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどからは直ちに離れる。

ア 地震発生時の対応図（在校中の例）



イ 地震発生時の対応図（夜間・休日中の例）

※各学校の実態に合わせて作成をすること。
※夜間、休日の非常参集に当たっては、自身及び家族の安全確保を最優先とする。



※震度6以上の地震発生時は、震度5強・震度5弱の地震の参集体制に準じる。
その場合の役割の分担は以下の通りとする。

役割		担当
安否確認	生徒の安否確認	HR担任で実施 (不在の場合は副担任)
	参集できていない教職員の安否確認	学年所属のない教職員
被害状況確認	校内の被害状況確認	●●部・●●部
	学校周辺の安全確認	●●部・●●部
情報収集	国、自治体からの情報収集	●●部・●●部
	地震に関する情報集約	●●部・●●部
外部対応	住民、報道機関等からの問合せ	教頭
避難所支援	指定避難所開設の支援 住民への対応	●●部職員

(2) 震度5弱以上の地震

	生徒の対応	学校の対応
登校前 ～ 登下校中	・自宅待機を原則とする。 ・登下校中の場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅等又は学校、指定避難所等に移動し、待機する。 ・公共交通機関を使用している場合は、係員の指示に従う。 ※授業開始が決定された場合でも、自宅が被災した、公共の交通機関の不通、通学路に危険がある場合は、自宅または親類、知人宅、指定避難所等の安全が確保できる場所に避難し、登校には及ばない。	①校内の安全確認 →施設の破損の有無、授業へ支障の有無 <u>学校安全担当者</u>→<u>教頭・校長</u> ②教育活動実施の判断 <u>教頭・校長</u> 校内施設の損壊、公共交通機関の運行状況、道路の状況等を踏まえ、判断を行う。 ③学校対応の連絡 <u>●●部</u> 授業開始時刻の変更、臨時休業等を緊急連絡メールにて生徒・保護者に連絡 ④生徒の安否確認 <u>担任</u>→<u>学年主任</u>→<u>教務主任</u>→<u>教頭・校長</u> ・登校していない生徒の所在を確認 ・生徒からの被害状況の聴き取り
在校時	・各授業場所にて避難行動をとった後、揺れが収まったことを確認し、以下のいずれかの避難場所へ移動 ① グラウンド ② 体育館 ③ 武道場 ※①～③の施設が使用不能の場合は●●へ避難 ・●●の場合は、屋外への退避に危険が伴うため教室にて待機を行う。	①生徒の安否確認 負傷者の有無、不在生徒の有無等 <u>担任</u>→<u>学年主任</u>→<u>教務主任</u>→<u>教頭・校長</u> ②校内の安全確認を実施 <u>各職員</u>→<u>学校安全担当者</u>→<u>教頭・校長</u> ③二次災害が発生する恐れのある場合 避難場所への移動を指示 <u>教頭・校長</u> 火災発生:●●への避難 →p.●に記載の●●を参照 土砂災害:●●への避難 →p.●に記載の●●を参照 校舎倒壊:●●への避難 ④生徒の避難完了確認 <u>担任</u>→<u>学年主任</u>→<u>教務主任</u>→<u>教頭・校長</u>
下校	・<u>学校待機を原則</u>とする。 ・保護者と連絡が取れない、日没までに帰宅することが困難な生徒は、学校待機を継続 ・帰宅が困難となった生徒の待機場所については、p.●●に記載の通りとする。 ・<u>帰宅確認メールへの回答</u>	・保護者引渡しのメールを送信 <u>●●部</u> 公共交通機関の運行状況、道路状況、以後の余震の可能性等を鑑み、安全が確保できる場合は下校をさせる。 ・帰宅困難生徒の保護者への連絡 <u>各担任</u> ・<u>帰宅確認を実施</u>

- ・震度4以下であっても、登校、授業の継続に危険が生じると判断される場合は、臨時休業や授業打ち切り、保護者引渡し等を実施する。
- ・夜間、休日の地震発生時には、p.●●に記載の非常参集体制に基づき、校内の被害状況の把握、生徒の安否確認、翌日の対応等について協議を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

①南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定された「南海トラフ地震防災対策推進地域」(高山市、飛騨市、白川村を除く県内全市町村)では、情報発表に伴い、国や自治体から、住民や企業などに対して、情報の内容やとるべき行動等が呼び掛けられる。

＜参考＞南海トラフ地震臨時情報発表時に取るべき行動(内閣府等資料より)

地震発生	南海トラフの想定震源域で異常な現象を観測		
5～30 分後	南海トラフ臨時情報（調査中）		
最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）
（最短） 2時間程度	巨大地震警戒対応 ・日頃からの地震への備えを再確認する。 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況などに応じて自主的に避難する。 ・地震発生後の避難で明らかに避難完了ができない住民は避難する。	巨大地震注意対応 ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	・大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
1週間	巨大地震注意対応 ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	・大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
2週間	・大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

② 南海トラフ臨時情報発表時の学校の対応（県立高等学校 非常変災時における対応方針より）

ア 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒） ※学校の状況によりいずれかを選択し明記

南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域に該当する学校

- ・休業を原則とする。休業及び休業期間は、教育長が決定する。
- ・休業期間経過後は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域に該当しない学校

- ・日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

ただし、県災害対策本部と協議を行い、必要と認めた場合は、教育長が全域又は地域を指定して、休業及び休業期間を決定する。

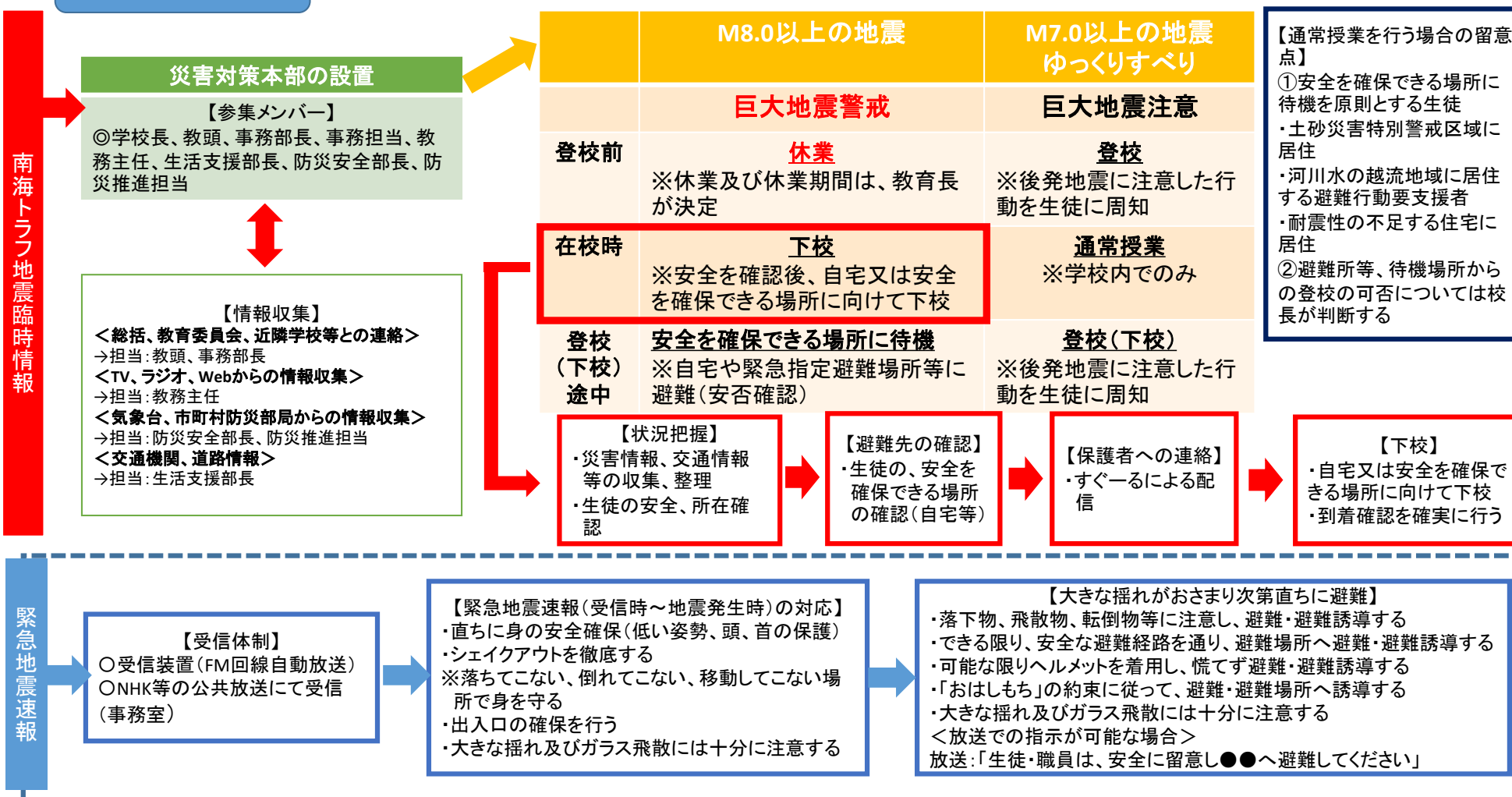
- ・次に掲げる生徒については、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。

- 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒
- 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる生徒
- 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

高等学校版

(マニュアルへの記載例) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

土砂災害特別警戒区域に
立地している学校の場合



高等学校版

(マニュアルへの記載例) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

土砂災害特別警戒区域に
立地していない学校の場合

南海トラフ地震臨時情報

災害対策本部の設置

【参集メンバー】

◎学校長、教頭、事務部長、事務担当、教務主任、生活支援部長、防災安全部長、防災推進担当

【情報収集】

<総括、教育委員会、近隣学校等との連絡>
→担当:教頭、事務部長
<TV、ラジオ、Webからの情報収集>
→担当:教務主任
<気象台、市町村防災部局からの情報収集>
→担当:防災安全部長、防災推進担当
<交通機関、道路情報>
→担当:生活支援部長

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震 ゆっくりすべり
登校前	巨大地震警戒 登校 ※後発地震に注意した行動を児童生徒に周知	巨大地震注意 登校 ※後発地震に注意した行動を児童生徒に周知
在校時	通常授業 ※学校内でのみ	通常授業 ※学校内でのみ
登校(下校)途中	登校(下校) ※後発地震に注意した行動を生徒に周知	登校(下校) ※後発地震に注意した行動を生徒に周知

状況に応じて、教育長が休業を決定する場合がある。その際は安全を確認した上で、自宅又は安全を確認できる場所に向けて下校する。自宅等の安全が確認できない場合は、学校待機とする

【通常授業を行う場合の留意点】

- ①安全を確保できる場所に待機を原則とする児童生徒
 - ・土砂災害特別警戒区域に居住
 - ・河川水の越流地域に居住する避難行動要支援者
 - ・耐震性の不足する住宅に居住
- ②避難所等、待機場所からの登校の可否については校長が判断する

緊急地震速報

【受信体制】

○受信装置(FM回線自動放送)
○NHK等の公共放送にて受信(事務室)

【緊急地震速報(受信時～地震発生時)の対応】

- ・直ちに身の安全確保(低い姿勢、頭、首の保護)
- ・シェイクアウトを徹底する
- ※落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を守る
- ・出入口の確保を行う
- ・大きな揺れ及びガラス飛散には十分に注意する

【大きな揺れがおさまり次第直ちに避難】

- ・落下物、飛散物、転倒物等に注意し、避難・避難誘導する
 - ・できる限り、安全な避難経路を通り、避難場所へ避難・避難誘導する
 - ・可能な限りヘルメットを着用し、慌てず避難・避難誘導する
 - ・「おはしもち」の約束に従って、避難・避難場所へ誘導する
 - ・大きな揺れ及びガラス飛散には十分に注意する
- <放送での指示が可能な場合>
放送:「生徒・職員は、安全に留意し●●へ避難してください」

イ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとることを生徒に周知したうえで、通常どおり授業を行うことを原則とする。

ウ 通常通り授業を行う場合でも、以下に該当する生徒は安全を確保できる場所での待機を原則とする。該当する生徒の名簿は別途作成する。

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒
- ・海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じることが想定される地域に居住する避難行動要支援者に当たる生徒
- ・南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

上記の対応が決定した場合は、次の各点に留意すること。

- ・登校前に決定した場合は、校長は生徒・保護者にその旨を示す。
- ・登校途中に決定した場合は、校長は生徒・保護者にその旨を示すとともに、生徒を直ちに安全を確保できる場所に行かせることを原則とする。その際、到着確認を確実に行う。
- ・登校後に決定した場合は、校長は生徒・保護者にその旨を示すとともに、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒を下校させる。その際、到着確認を確実に行う。
- ・下校途中に決定した場合は、登校途中に決定した場合に準じる。

(4) 生徒、保護者への連絡

① 授業日の安否確認

ア 授業時

HR担任又は授業担当者

安否確認名簿にて欠席、遅刻者、早退者を確認→名簿に記入→集約した情報を学年主任に報告

学年主任

各クラスからの情報を集約→在籍生徒数との照合→教頭へ報告

イ 放課後・校外活動時

部顧問・委員会担当者等

部員名簿等基に生徒の安否を確認→欠席生徒、不在生徒の所在を確認名簿に記入→教頭に報告

教頭

各活動の実施状況、活動場所の把握→部顧問等からの報告を集約→校長に報告

ウ メールでの安否確認

●●担当職員

・緊急連絡メール(すぐーる)を用いた安否確認(帰宅確認を含む)

<参考> 緊急連絡メールでの帰宅確認の例

●月●日 ●時●●分に授業を打ち切り、下校としました。
自宅、親類宅、避難所等に到着をしたら、本アンケートに回答をしてください。

- [1] 自宅に到着
- [2] 親類宅に到着
- [3] 避難所に到着
- [4] 帰宅途中

明日以降の学校の予定については、改めて連絡をします。

- ・すぐーるによる情報の収集が困難な場合は、災害伝言版を利用して安否確認を実施する。
- ・場合によっては電話での情報収集を実施する。

② 夜間・休業日等の安否確認

担当:●●・●●・●●

・緊急連絡メール(すぐーる)により安否を確認

・すぐーるによる情報の収集が困難な場合は、災害伝言版を利用して安否確認を実施する。

・場合によっては電話での情報収集を実施する。

<参考> 緊急連絡メールでの安否確認の例

●月●日 ●時●●分頃、●●市で震度●の地震が発生しました。
安全を確保し、落ちついて、避難をしてください。
安全な場所への移動が完了したら、現在の状況を知らせください。

- [1] 負傷・被災ともになし
- [2] 本人ケガあり・家屋被災なし
- [3] 本人ケガなし・家屋被災あり
- [4] その他

明日以降の学校の予定については、改めて連絡をします。

- ・緊急連絡メール(すぐーる)による連絡を原則とする。
- ・緊急連絡メールが使用不能の場合は以下のいずれかの方法により情報提供を行う。
災害伝言ダイヤル:●●●●●
災害用掲示板:●●●●●
貼り紙・掲示物:●●、●●、●●に掲示

(5) 地震発生時の避難経路(二次避難、三次避難の経路)

※校内での避難経路及び近隣避難所などへの避難経路を示す。
地震発生時に通行を禁止する場所を明示する。

火災対応への対応

※火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で火災予防のための消防計画に定めておくべき事項としては、以下のような事項が挙げられる。

- ・予防管理組織(防火管理者や火元責任者)
- ・建物等の自主点検
- ・教職員等の遵守すべき事項(火器管理、放火防止、避難管理)
- ・消防用設備等の法定点検
- ・自衛消防活動
- ・教育訓練
- ・消防機関への報告、連絡

※危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定しこれを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とする(重複して作成する必要はない)。

※消防計画は本マニュアルと共に保管する。

(1) 火災発生時の避難場所

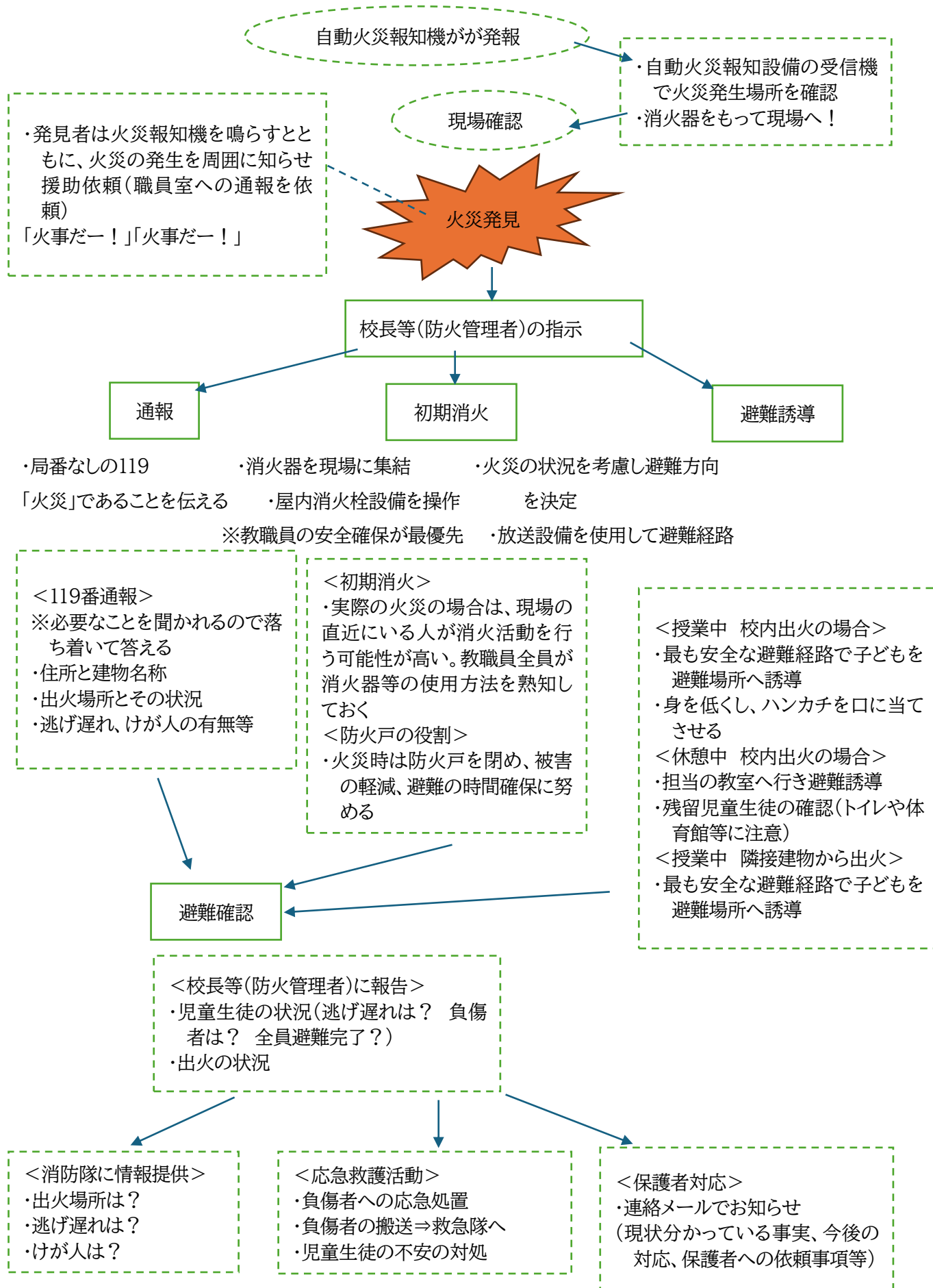
一次避難場所	グラウンド
二次避難場所	〇〇(市町村指定の学校近隣の広域避難場所)
三次避難場所(ある場合)	

(2) 火災発生時の避難経路図

※避難経路を示す。

※消火器、消火栓、防火扉等の設備や施設を明確にする。

(3) 火災発生時の対応の例



帰宅困難生徒への対応

(1) 帰宅困難生徒

非常変災時において、保護者への引渡しが困難となった生徒、日没までの帰宅が困難となった生徒、帰宅経路に危険が生じる恐れがあり、安全な帰宅が困難と判断された生徒については、安全が確保できるまで学校に留めるところとする。

(2) 待機場所

帰宅困難生徒の待機場所は以下の通りとする。

対応する教員については、災害発生時の被災状況、学校待機となる生徒数等を踏まえ、校長が決定する。

人数	待機場所	対応教員数	備考
●●名未満の場合	(男子生徒)●●室 (女子生徒)●●室	●●名	
●●～●●名	上記に加え (男子生徒)●●教室 (女子生徒)●●教室	●●名	
●●名以上	上記に加え (男子生徒)●●教室・●●教室 (女子生徒)●●教室・●●教室	●●名	

●●棟の教室の使用を原則とする。最大の想定滞在日数は●日。

学校待機が長期化する場合は、避難所である●●●●への移動を検討する。

(3) 教職員の業務

職員	業務
校長 (副校長) 教頭	① 対応職員の指名 ・対応職員の指名に関しては、当該職員の被災状況、自宅までの距離等を考慮して決定 ② 待機場所設営の指示 ・校内及び学校周辺の安全確認実施の指示 ・帰宅困難生徒の待機場所の指定 ・待機場所の環境整備、備蓄品の供用の指示 ③ 保護者への連絡指示 ・緊急連絡メールを用いた保護者への連絡 ④ 教育委員会への報告 ・学校待機生徒の人数、対応職員について学校安全課に報告
HR担任・学年主任	① 帰宅困難生徒の名簿を作成する。 名簿には、以下の内容を記載する。 生徒氏名、保護者名、保護者連絡先、生徒住所、生徒の健康状態 ② 学校待機となる生徒保護者への連絡 ・学校待機となる生徒の保護者への以下の点について連絡 待機場所、生徒の健康状態、備蓄食料による食事の確保 ・(必要に応じ)配慮すべき事項(アレルギー、持病等)の聴き取り ・保護者から引渡しが可能となった旨の連絡があれば都度対応
●●部	① 校内及び学校周辺の安全確認 ・校内の破損箇所、危険箇所の確認 ・学校周辺の危険箇所の確認 ・待機場所にて二次災害の発生の恐れがある場合は、待機場所の変更を指示 ② 待機職員、管理職への情報共有 ・点検結果の申し送り
●●部	① 生徒待機場所の環境整備 床面へのシート敷設、停電時の照明準備、生理用品などの用意 冬季:暖房器具等の準備 夏季:扇風機等の準備 ② 環境整備が完了次第待機場所への誘導

(4) 対応教員の業務

校長(副校長)より対応教員に指名された者は以下の業務を行う。

業務に当たる時間帯については、別途管理職が指示をする。

- ① 待機場所での生徒の点呼
 - ・名簿と照合し、所在の確認
 - ・生徒用備蓄品(●●、●●●)の配付
- ② 生徒の健康状態などの把握
 - ・身体的な健康状態のみでなく、心理的な負担等についても観察
 - ・生徒の状態に変化が生じた場合は、速やかに119番、保護者への連絡
- ③ 気象情報、交通機関の運行状況の確認
 - ・必要に応じて待機場所の変更、校外への避難を指示
 - ・待機場所、校外への避難を指示した場合は、管理職及び生徒保護者への連絡
連絡は、緊急連絡メール(すぐーる)を用いる。メールが使用不可能な場合は、校門等に掲示
- ④ 郊外の避難所までの経路の確認
 - ・安全な経路があるか、二次災害発生時の移動の可否の確認
- ⑤ 引渡しを行った生徒の確認
- ⑥ 次の対応教員に交代する際に、以下の点について引き継ぎを実施
 - ・待機をしている生徒数及び生徒の健康状態
 - ・引渡し予定のある生徒氏名
 - ・施設及び設備の故障、不調、不備等
 - ・県又は市町村からの連絡事項
 - ・その他生徒の安全に係る事項

(5) 指定避難所との区分

本校は●●市の指定避難所となっているため、●●市から避難所開設の指示があった場合は、●●は住民の避難場所として利用される。

生徒の待機場所と住民の避難場所が混在しないことを原則とする。

●●高等学校 非常変災時の対応について（保護者・生徒向け文書の例）

1 本校の非常変災時の対応

非常変災時の対応を以下の通りとします。

- ① レベル3以上の警報が発表された場合は、自宅待機、臨時休業、保護者引渡し等の対応を行います。
- ② 本校は、▲▲川●流の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に該当しています。
▲▲川●流に氾濫警報が発表された場合、全ての生徒は、登校前であれば、自宅や安全を確保できる場所での待機、在校中は学校待機となります。
- ③ 氾濫警報以外については、学校が所在する市町村や居住している市町村での警報発表に応じて、自宅待機等の対応をとることとなります。

2 気象警報への対応

(1) 登校前に警報発表

① 午前●時以前に警報発表

以下に従い、自宅又は指定緊急避難所等の安全を確保できる場所で待機※1

気象警報	発表河川・市町村	対象児童生徒
レベル3 氾濫警報以上	▲▲川●流	全ての児童生徒
	▲▲川●流以外の 洪水予報河川	警報が発表されている洪水予報河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に居住する児童生徒
氾濫警報以外の レベル3以上の 警報	●●市	全ての児童生徒
	●●市以外の市町村	警報が発表されている市町村に居住する児童生徒

※1 居住地に警報が発表されていなくても、登校に危険が生じる可能性がある時は、安全な場所で待機をしてください。

② 午前●時までには警報解除

→●時間後を目安に授業を開始。詳細は「すぐー」等で連絡をします。※1

※1 警報が継続している地域や交通機関の不通や登校に危険が伴う場合を除く。

③ 午前●時以降に警報解除

→臨時休業

(2) 午前●時以降(登下校中)に警報発表

学校又は自宅、避難所等いずれか近い場所に避難

学校到着後に警報発表の場合は警報解除まで学校待機

(3) 在校中に警報発表

学校待機の後、保護者引渡し※2

自宅への到着確認を「すぐー」等で実施

※2状況により、授業を中止して下校を行うこともあります。

3 地震発生時の対応

(1) 震度5弱以上の地震発生時※3

① 登校前に発生

→自宅待機

② 登下校中に発生

→広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等に移動

授業の開始等については、学校よりメール等で連絡をします。

自宅が被災した、交通機関の不通、通学路が危険である場合は、登校には及びません。

③ 在校中に発生

→学校待機の後、保護者への引渡し

引渡しについては、メール等で連絡をします。また、自宅への到着確認を実施します。

保護者と連絡が取れない、日没までの帰宅が困難な生徒は、学校待機を継続します。

※3 震度4以下であっても、状況によっては、臨時休業や授業打ち切り、保護者引渡し等を実施することがあります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

※南海トラフ地震防災対策推進地域(高山市、飛騨市、白川村以外の市町村)が対象です。推進地域外の学校も必要に応じ記載をしてください。

	土砂災害特別警戒区域に該当する学校の場合	土砂災害特別警戒区域に該当しない学校の場合
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	・休業を原則とします。 休業及び休業期間は、教育長が決定します。 ・休業期間経過後は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とします。	・日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とします。 ただし、必要と認めた場合は、休業及び休業期間を決定します。
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	次のa～cに該当する生徒は、安全を確保できる場所に待機することを原則とします。 待機又は待機場所からの登校については、校長が決定します。 a 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する児童生徒 b 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する、避難行動要支援者に当たる児童生徒 c 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する児童生徒	
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	・日頃からの地震への備えを再確認し、後発地震に注意した行動をとり、通常の授業を行うことを原則とします。	

(3) 土砂災害(特別)警戒区域について

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時は、南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域では、避難指示が出されることがあります。また、大きな地震の発生後は地盤が緩んでいることが想定されるため、気象警報の基準を引き下げて運用することがあります。

また、土砂災害警報が発表された際には、土砂災害(特別)警戒区域では事前の避難などが求められることがあります。自宅が土砂災害(特別)警戒区域に該当をしているかについても必ず確認をしてください。

4 氾濫警報の洪水予報河川と洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)を含む市町村

新たな気象警報の運用に伴い、大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪は、従来通り、市町村単位での発表となりますが、河川氾濫については、河川(洪水予報河川)ごとの発表となります。

学校や自宅が洪水予報河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)に含まれる場合は、自宅での待機または指定緊急避難所等の安全を確保できるところへの避難となります。

洪水予報河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模・L2)については、「洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域の確認について」を参考にして、各ご家庭にて、必ず確認を行ってください。

また、現在、洪水予報河川となっていない河川についても、今後、洪水予報河川への移行が促進されます。各市町村のハザードマップ、気象庁のホームページなどで適宜最新の情報をご確認ください。

参考 気象警報について

令和8年度出水期(5月下旬)から、一部の自然災害に関する警報について、以下の通り、新たに危険警報が新設され、5段階の警戒レベルにあわせて発表されます。

警戒レベルに応じた行動を踏まえ、近隣の避難所への移動や連絡方法等、非常変災時の命を守るための行動について、確認をしていただきますようお願いいたします。

災害名 レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに 避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難 ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

「防災気象情報の改善について」(令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁)

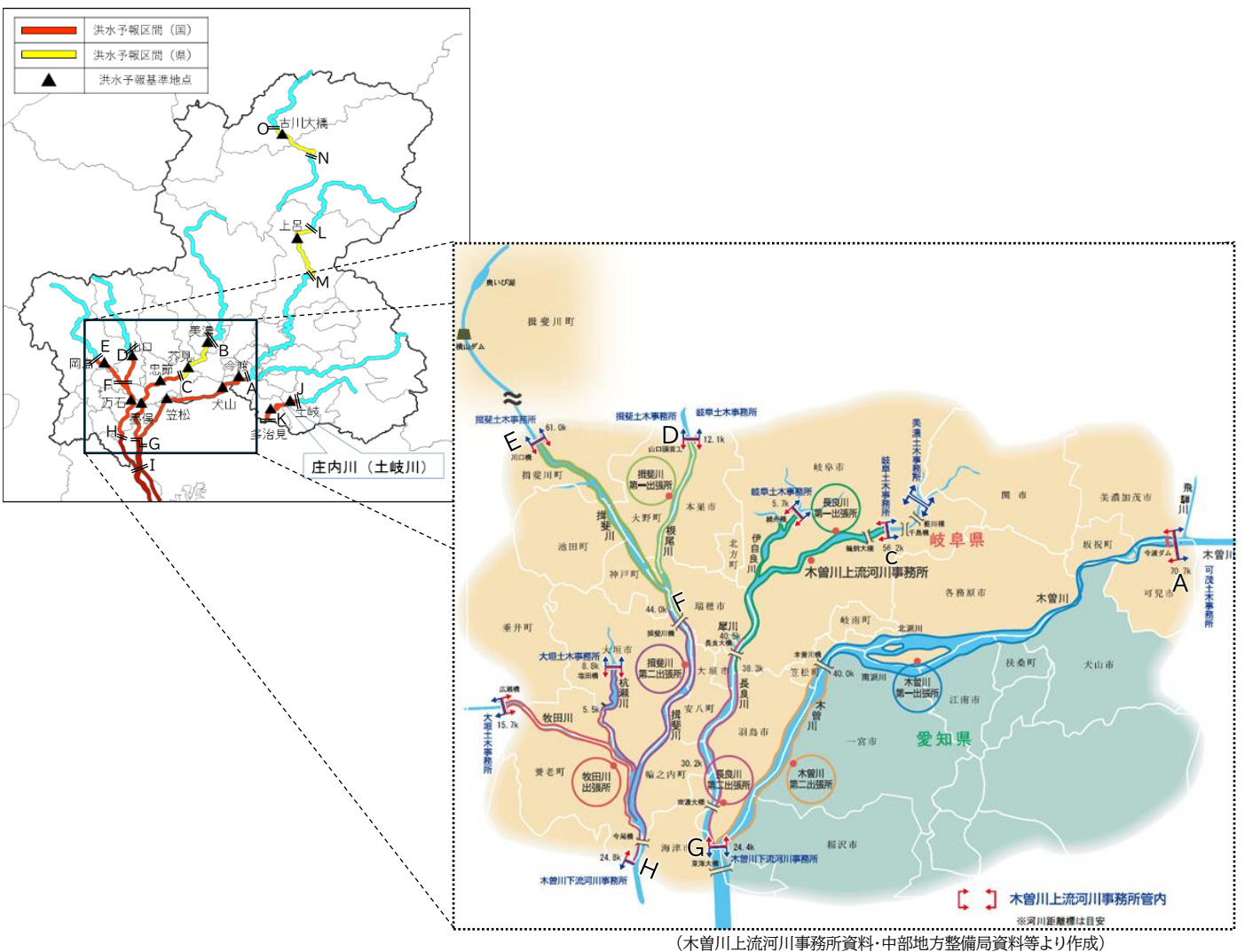
洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域の確認について

- ① 表1の「氾濫により浸水が想定される地区」に居住地の市町村が含まれているかを確認してください。
- ② 以下を参考に、居住する市町村のハザードマップで洪水浸水想定区域を確認する。
※計画規模（L1）、想定最大規模（L2）で区分されている場合は、想定最大規模（L2）のハザードマップにて確認してください。
- ③ 浸水被害が発生した際の避難先についてもハザードマップで確認をしてください。
- ④ 土砂災害（特別）警戒区域についても同様に各自治体のハザードマップにて確認をしてください。

【表1】 岐阜県内の氾濫警報の対象となる河川（洪水予報河川）（令和8年3月時点）

対象河川	およその範囲	氾濫により浸水が想定される地区
木曽川中流	今渡ダム直下（A）～上下流管理境界（G）	岐阜市・羽島市・各務原市・岐南町・笠松町・美濃加茂市・可児市・坂祝町
木曽川下流	上下流管理境界（G）～河口	海津市
長良川上流	美濃市曾代（B）～岐阜市日野・長良（C）	岐阜市・美濃市・関市
長良川中流	岐阜市日野・長良（C）～上下流管理境界（G）	岐阜市・羽島市・各務原市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町 大垣市・海津市・輪之内町・安八町
長良川下流	上下流管理境界（G）～揖斐川合流点（I）	羽島市・海津市
揖斐川中流	川口橋（E）～上下流管理境界（H）	瑞穂市・大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町
揖斐川下流	上下流管理境界（H）～河口	海津市
根尾川	本巣市山口（D）～揖斐川合流点（F）	瑞穂市・大垣市・神戸町・安八町・大野町
飛騨川	下呂市萩原町宮田（L）～下呂市小川（M）	下呂市
庄内川（土岐川）	土岐市（J）～多治見市（K）	多治見市・土岐市
宮川	高山市国府町村山・三川（N）～飛騨市古川町谷（O）	高山市・飛騨市

【木曽川・長良川・揖斐川における上・中・下流のおよその区間】



【表2】 洪水予報河川の氾濫により浸水が想定される地区のハザードマップ

	上段：河川名／下段：URL	二次元コード		段：河川名／下段：URL	二次元コード
岐阜市	木曽川中流・長良川上流・長良川中流 https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/bousai/1001359/1001360.html		羽島市	木曽川中流・長良川中流・長良川下流 https://www.city.hashima.lg.jp/2488.html	
各務原市	木曽川中流・長良川中流 https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/bousai/1001202/1022814/1001201.html		瑞穂市	長良川中流・根尾川 https://www.city.mizuho.lg.jp/1330.htm ※洪水ハザードマップ市域地図を参照	
本巣市	長良川中流 https://www.city.motosu.lg.jp/0000000979.html		北方町	長良川中流 https://www.town.kitagata.gifu.jp/soshiki/somukiki-kanri/1/shobousai/2/1/137.html	
岐南町	木曽川中流・長良川中流 https://www.town.ginan.lg.jp/1552.htm		笠松町	木曽川中流・長良川中流 https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/2012121900334/	
大垣市	長良川中流・揖斐川中流・根尾川 https://www.okakibousai.jp/menuknowledge/hazardmap/flood.html		海津市	長良川中流・長良川下流・揖斐川中流・揖斐川下流 https://www.city.kaizu.lg.jp/kurashi/0000000147.html	
養老町	揖斐川中流 https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2016020900105/		神戸町	揖斐川中流・根尾川 https://www.town.godo.gifu.jp/safety/safety14.html	
輪之内町	長良川中流・揖斐川中流 https://town.wanouchi.gifu.jp/portal/life-process/disaster-prevention-life-process/%E3%83%8F%E3%82%B6%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97/post0025296/		安八町	長良川中流・揖斐川中流・根尾川 https://www.town.anpachi.lg.jp/category/4-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html	
揖斐川町	揖斐川中流 https://www.town.ibigawa.lg.jp/0000000433.html		大野町	揖斐川中流・根尾川 https://www.town-ono.jp/0000001756.html	
池田町	揖斐川中流 https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000000344.html				
美濃市	長良川上流 https://www.city.mino.gifu.jp/docs/482.html		関市	長良川上流 https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000014177.html	
美濃加茂市	木曽川中流 https://www.cloud-gis.jp/minokamomap/terms_bousai.html		可児市	木曽川中流 https://www.city.kani.lg.jp/17101.htm	
坂祝町	木曽川中流 https://www.town.sakahogi.gifu.jp/life/category10/cate10_10.html				
多治見市	庄内川（土岐川） https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/map.html		土岐市	庄内川（土岐川） https://www.city.toki.lg.jp/kurashi/bosai/1004755/1003635.html	
高山市	宮川 https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000013/1000080/1000254/1020059/index.html		飛騨市	宮川 https://www.city.hida.gifu.jp/site/bousai/list155-380.html	
下呂市	飛騨川 https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/6/405.html				
岐阜県	洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20630.html		岐阜県	ぎふ山と川の危険箇所マップ https://kikenmap.gifugis.jp/	

※その他の河川及び上記に記載のない市町村の洪水浸水想定区域については、各市町村のHP等を参照のこと。

災害時備蓄品

【生徒用備蓄品（私費会計分）】

品目	個数	保管場所	更新期限	備考
非常用飲料水	●●人分×●日分	●●●●●	令和●年●月●日	一人当たり●本/日
非常用食料	●●人分×●日分	●●●●●	令和●年●月●日	一人当たり●個/日
保温シート	●●人分	●●●●●	令和●年●月●日	

【対応職員・生徒用備蓄品（県費整備分）】

品目	個数	保管場所	更新期限	備考
非常食セット	●箱(●個/箱)	●●●●●	令和●年●月●日	●食分(一人当たり●日分)
非常用飲料水	●箱(●本/箱)	●●●●●	令和●年●月●日	●リットル×●本(一人当たり●日分)
非常用携帯トイレ	●箱(●個/箱)	●●●●●	令和●年●月●日	●人分(●人を想定) 生徒使用分を含む
生理用品	●箱(●個/箱)	●●●●●	令和●年●月●日	●回分(●人を想定) 生徒使用分を含む

【災害時使用機器・物品】

[illegible]

備蓄品・器材等の使用方法（例）

※各校の実態に応じ、全ての職員が使用する非常変災時の備蓄品の使用方法について記載をする。

次年度改訂に向けた改善・要望事項記入欄

※気付いたこと、改善した方がよいことを記入してください。次年度の改訂の参考とします。

[illegible]